

第百六十二回国参議院法務委員会會議録第十一号

平成十七年四月十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十三日

辞任

末松 信介君

補欠選任

関谷 勝嗣君

出席者は左のとおり。

委員長

渡辺 孝男君

理事

松村 龍二君

吉田 博美君

千葉 景子君

木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君

荒井 正吾君

山東 昭子君

陣内 孝雄君

関谷 勝嗣君

鶴保 庸介君

江田 五月君

前川 清成君

松岡 徹君

築瀬 進君

浜四津敏子君

井上 哲土君

国務大臣

南野知恵子君

副大臣

滝 実君

法務大臣

富田 茂之君

法務副大臣

法務大臣政務官

第三部 法務委員会會議録第十二号 平成十七年四月十四日【参議院】

常任委員会専門員 田中 英明君

政府参考人

内閣官房内閣参事官 鈴木 基久君

内閣府男女共同参画局長 名取はにわ君

警察庁生活安全局長 伊藤 哲朗君

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 知念 良博君

法務省民事局長 寺田 逸郎君

法務省刑事局長 大林 宏君

法務省人権擁護局長 小西 秀宣君

法務省人権管理局長 三浦 正晴君

外務大臣官房国際社会協力部長 神余 隆博君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 伍藤 忠春君

厚生労働省社会・援護局長 小島比登志君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十三日、末松信介君が委員を辞任され、その補欠として関谷勝嗣君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

刑法等の一部を改正する法律案の審査のため、

本日の委員会に内閣官房内閣参事官鈴木基久君、内閣府男女共同参画局長名取はにわ君、警察庁生活安全局長伊藤哲朗君、警察庁刑事局組織犯罪対策部長知念良博君、法務省刑事局長大林宏君、法務省人権擁護局長小西秀宣君、法務省人権管理局長三浦正晴君、外務大臣官房国際社会協力部長神余隆博君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長伍藤忠春君及び厚生労働省社会・援護局長小島比登志君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○荒井正吾君 自由民主党の荒井正吾でございます。

本日の法律案審議の質問をさせていただきます。

先日、あるマスコミの調査がございました。日本人の関心事項、とりわけ政治に対する期待というところでございましたが、治安対策への期待が最大で、景気、雇用などを上回っております。また、郵政民営化などの期待は、期待があるのかどうか分からないようなアンケートの結果でございました。

国民の皆さんが治安の状況に不安を持っておられる原因は、若年の凶悪犯罪、近所で発生する放火、窃盗、家族を巻き込む殺人事件など、身につまされる思いがする事件が多発していることに深い関係があると思います。中でも、我が国在留の

外国人による犯罪がここ最近極めて増加していることも大いに関係があると思います。グローバル化の副作用に對し我が国治安当局は十分な処方せんを持っているのかどうか、我が国は国際化の中で犯罪抑止能力が十分あるのかどうか試されていると思います。

日本は人身売買の受入れ大国とも言われております。二〇〇四年六月十四日に米国国務省が発表いたしました人身売買報告書によりますと、その中で、日本は、アジア、中南米及び東ヨーロッパから、強制労働や性的搾取のために売買される女性や子供の目的地になっているという表現がございます。一方、警察庁が把握しております平成十六年中の人身取引事犯の検挙は七十九件、五十八人であり、被害者となった外国人女性は一七人、七十七人とされております。受入れ大国の検挙数という数字にしては相当低いんじゃないかという印象を持つわけでございます。検挙の実態と受入れ大国という国際的評価には大いに格差があると思えます。目に届かない真実はどういうところにあるのかどうか。人身取引対策を効果的に進める上では、人身取引の被害者数の実態を正しく把握することが重要であると考えます。

警察庁にお聞きいたします。

非検挙、保護されていない被害者も含めて、人身取引の被害者数ほどの程度あると考えておられるのでしょうか。また、それを把握するためにどのような工夫をされているのでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲朗君) 人身取引事犯の取締りを推進するためには、被害の実態を把握することが極めて重要であると認識しております。警察では、昨年、人身取引事犯の取締り等により、お話がありましたように、七十七人の被害者を確認したところであり、七十七人の被害者を確認した被害者であり、ブローカー等から、警察

に保護を求めれば母国に残した家族に危害を加える脅かされたり、警察に言っても無駄だなど虚偽の情報を吹き込まれるなどしております。また、自分が人身取引事犯の被害者であることを警察に正直に申告しない者が多くいることも事実でございます。それらを踏まえれば、我が国には事件によって把握した数以外の相当数の被害者がいるものと認識しているところであります。

このため、警察では、人身取引事犯取締りを通じまして被害者の把握に努めるほか、人身取引に関係する国の在京大使館、国際機関、NGOと警察との間にコンタクトポイントを設けまして、いつでも情報交換や連絡が取れる体制を構築しているところでございまして、今後とも人身取引事犯の被害者の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○荒井正吾君 姿勢という点ではよく分かったんですが、実態というのはとてもよく分からないという感じがいたします。検挙数は、サッカーのゴールキーパーに例えればつかまえたボールというんですが、実際はキーパーが抜かれた球が幾ら多いか分からない状態ですので、幾らブロッケしたといったところで、幾ら抜かれているかということを分かりません。じゃ、ちよつとゴールキーパーの評価は大変低くなるんじゃないかというふうに思います。

目に見えない大国、受入れ大国の実態を政府はどのように把握されているのかということについて御質問を続けたいと思いますが、この人身取引の性格上、日本社会は、人身売買問題は自分には関係ない外国人の問題だという日本人の意識があるというふうに言われております。また、日本全体で社会的に人身売買は犯罪だという認識が足りないという外国の指摘もあります。今警察庁の御答弁でも、被害者の申告が十分その裏にある犯罪の実態を捕捉するのに十分でないというお話もございました。実態把握のないところに有効な対策はないんじゃないかというふうに思っております。

ある推計ですが、新聞の推計ですが、今、不法滞在者が二十万七千人いると。一方、法務省が本年の二月に調査された調査では、三千五百七十七名中五十三名が被害者に該当する可能性が高いという報告がなされております。割合にすれば、調査対象の一・五％という程度だと思えますが、それを比較しますと、不法滞在者の約半分が女性だとして十万人強、その一・五％が取引にかかわつて被害者になっている可能性が高いとすると約千六百人という数字が出るんですけれども、これは一回の調査ですから当てにならない調査ですけれども、それを継続して調査して実態に迫るという努力を政府に期待したいと思うのでございます。

内閣官房より御担当の部局にお聞きしたいんですが、人身取引の実態を把握してその結果を人身取引対策に結び付けるという仕組みが是非とも要ると思うんですが、一省庁だけでできないシステムだと思えますので、政府内でそういうシステムをちゃんとつくるという意思がおりないのか、どのように進めようとしておられるのか、内閣官房にまずお聞きしたいと思えます。

○政府参考人(鈴木基久君) 人身取引対策の実態把握ということについてのお尋ねでございます。

先生のお話のとおり、人身対策を進めていく上で、被害者の実態あるいはブローカー等の実態、こういった人身取引の実態把握というのは大変重要だというふうに政府としても認識しております。警察庁さんの方から先ほど答弁もございましたが、警察のみならず、入国管理局さん、あるいは婦人相談所等の関係機関におきまして、NGOの方々や在京大使館等の関係機関とも連携しつつ、積極的に実態の把握に努めておるものと承知しております。

そして、それぞれの機関が把握いたしました人身取引の実態、こういったものにつきましては、政府としてもこれが重要な問題だということで、昨年の四月に人身取引対策関係省庁連絡会議というものを設置しております、この連絡会議の枠

組みの中において緊密に情報共有を行っております、そういった取組によって引き続き適切な対策を講じてまいりますように努めてまいりたいというふうに考えております。

○荒井正吾君 ありがとうございます。

相変わらず認識と姿勢というのは十分よく伝わっておりますが、実態というのは本当に分かんないものだなというふうに本当に思えます。これは引き続き努力をお願いせにやいかぬと。継続的にしないとやっぱり把握できないと。立法があるからちよつと調査したとか、外国で議定書ができた、指摘されたから調査したというだけじゃこれ駄目じゃないかというふうに思うのでございますので、継続的調査を期待申し上げたいと思えます。

さて、今回の立法作業に当たりまして、立案当局であります法務省としては、法改正の動機というので提案理由があつたわけですが、議定書ができたという、人身取引議定書ができたというのが、国際的な環境が整つたということはず第一に挙げておられるんですけれども、この取引の実態がなけりや我が国にはそういうニーズがないということなんです。ただ、外国からは受入れ大国だと言われて、大変、もつとせにやいかぬと言われておたりするわけでございますが、その立法当局たる法務省は、今回の法改正に当たって、我が国の人身取引の実態についてどのように把握した上で立案をされたというふうに考えるんでしようか。

○政府参考人(大林宏君) 我が国における人身取引の実態につきましては、これまでこれを直接に処罰する罰則がなかったことから正確な数字として把握することは困難でございますけれども、これまで現行の売春防止法違反や職業安定法違反等の罪により人身取引が背景にうかがわれる事案の摘発が行われてきたところでありますので、法務省におきましては、今回の法律案の立案に際し、こうした事案の記録を精査し、例えば以下に述べような事案が存在することを把握しているところ

でございます。

まず、一つ目の例といたしましては、日本人が東南アジアに出向いてブローカーから外国人女性二名を一名当たり三百万円で購入したこととして、日本の空港で同女性の引渡しを受けた後、バスポートを取り上げ、ブローカーへの支払分や自己の利得分等として一名につき八百万円という理由のない高額な借金を課するとともに、居住場所や外出等の日常生活を制限したり、売春をしない場合等にペナルティーを科すなどして同女性を支配下に置き、一年数か月わたつて売春をさせていたという事案がございまして。

また、日本人男性と外国人女性のスナックの共同経営者二名が東南アジアに出向くなどしてブローカーから外国人女性三名を一名当たり二百万円で購入したこととして、日本の空港等で同女性の引渡しを受けた後、バスポートを取り上げ、居住場所を指定し、常時監視するなどして行動を制約し、一名当たり五百万円の虚偽の借金を課して一切給与を与えず、さらには逃走を図つた女性に対し他の女性の面前で手ひどい暴行を加えるなどして同女性を支配下に置き、約六か月わたつて売春をさせていたという事案もございまして。

さらに、日本人が一年余りの間に東南アジアから女性を連れてきたブローカーから女性六名を一名当たり二百万円前後で購入した後、バスポートを取り上げ、買受け金額に自己や背後にある暴力団組織の利得分二百数十万円を上乗せした額の借金を課した上で売春クラブ等に紹介して雇用させ、その売春代金を雇用先から直接回収していたという事案もございまして。

このような悪質な人身取引事案が我が国に現に存することは事実でございますので、こうした事案に適切に対応できることをも視野に入れて今回の立案に至つたものでございます。

もとより、先ほど申し上げましたとおり、人身取引の総数ですとか現に摘発された事例のほかに、どのような事例が何件あるのかといった数字をお示しすることは困難でございますけれども、

少なくとも我が国をめぐって人身取引が現に行われていることは明らかであると認められますので、これらの対策に万全を期すために今回の法改正は是非とも必要であると、こういうふうにご考えております。

○荒井正吾君 犯罪として確定的な明確な罪刑が確立されたら、それに伴って犯罪情報がたくさん入る、更に分析が進んで今まで捕捉できなかった情報も取れるというふうには、ある程度期待が少々膨らむような御答弁だったと思います。

昨年に米国国務省が人身売買報告書というものを発表されております。アメリカの国務省もこういうこともやるんだなというふうに思いましたんですが、その中で、日本は国際的な人身売買への政府の対応が不十分だという指摘で、第二階層監視国四十二か国の一国にされております。G8と呼ばれる主要八か国では、ロシアと日本が最低レベルの評価でございます。

それが発表された直後の新聞記事で引用されている法務省幹部の言葉、「報告書が出たから何かするということはないが、日本が努力しなければいけないことは多い」と、こういう御立派なコメントがあったわけでございます。今の法務省当局の答弁は、更にまあ熱心な気持ちがあるもっているように思いますが、その国務省報告書では、日本政府は人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないとか、日本は人身売買防止法案の検討を急ぎ、深刻な犯罪に相応しなければいけないというふうな記述があるわけでございます。

法務省当局においては不本意な記述かもしれませんが、その中で法務省に関係する部分だけで結構ですが、その指摘は正確な事実に基づくものであるとお考えでしょうか。何かすることはないかというお言葉は今も出るんでしょうか。御感想を伺いたいと思います。

○政府参考人(大林宏君) 御指摘の昨年六月に米国国務省が発表した人身取引に関する報告書において我が国への言及があることは承知しております。一外国政府が作成した報告であって、その認

定資料、具体的根拠も明示されているものではございませんので、その指摘の正確性については論評は難しいところでございます。

まあ、例えばというところで申し上げるならば、アジア及び中南米の男性が性的搾取のために日本へ密入国させられているという記載がございます。これは、当局としてその事実を確認しております。これは、又は国内外から特に御指摘をいただいているのではないんではないかというふうに考えております。

ただ、この監視リストに触れられている刑事司法において犯罪者に対して厳罰に処すべきだとか、被害者を保護することに対策を尽くすべきだという指摘、これは正にそのとおりだということに考えておりますので、今回の法案を出さしていただいたことも、当然その一つの、何といひますか、効果的な方策の一つであるというふうに考えておられます。この問題、重大であるという認識の下に私どもでもできるだけの努力をしたいと、このように考えております。

○荒井正吾君 外国の言うことだから余りうのみにすることはないんですが、自己の客観的評価が十分あるかどうかの方が大に重要だということに思っています。いずれにしても、今回、一歩進むというふうには理解できるものであります。

引き続き、法務省にお伺いいたしますが、提案理由説明の一つに国連の人身取引議定書の採択ということが挙げられております。当初御質問いたしました質問と同旨であるわけでございますが、犯罪の実態を正確に把握し、国民に法改正の必要を訴え立法するというのが筋じゃないかと思っております。議定書ということと、議定書の成立という一つ、提案理由説明の中では、近年、我が国でも、人身取引やこれに関する反社会的行為が発生していることがうかがわれるということは提案理由説明の言葉に入っておられるわけですが、先ほどお聞きした限りではうかがわれないように思うわけで、どういうふうにも多発してうかがわれるのかということ、いうふうには思うわけでござい

ますが、全体的な環境あるいは他人の評価からして、今回の法改正をして更に実態に迫るという刑事局長のお言葉でございますので、今後、人身取引の総数など客観的なデータを把握した上で法の執行に努めていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

内閣官房にお伺いしたいと思います。人身取引対策行動計画というものが決定されております。大変立派な重要な内容であろうかと思っております。我が国の治安体制の結果、一般的な欠陥は縦割りであって横の連絡が不十分だ、法執行が分散的で、国際的犯罪組織は一方連携が十分でありますし、ITなど近代的装備を持つているし、法律的知識も十分だ、行動力のある賢い人々が国際犯罪を執行して、実行しているというふうにも見えるわけでございます。

行動計画を作成されたわけでございますが、いろいろ実態を聞いてみますと、その法執行の日々のシステムが連携しているところまでなかなかないように思うわけでございます。会議で集まって行動計画を作っておられますが、実行、具体的な行動の継続、結果の追求ということが大事かと思うわけでございます。作成されました人身取引対策行動計画の実施状況、だれがどのようにフォローアップして、また、その結果を各省庁で分散されております法執行機関の対策にどのようにシステマ的に反映されるように考えておられるのでしょうか。内閣官房にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木基久君) 御指摘のとおり、人身取引対策は国際的な組織犯罪でもございまして、継続的な取組が必要であるというふうに考えております。

行動計画におきましては、行動計画に盛り込まれた施策について随時、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を開催するなどにより進捗状況の検討を行い、フォローアップなどを図るということとしております。人身取引対策は内閣の重要課題の一つであるということでございまして、引き

続きの関係省庁連絡会議を中心に関係省庁連携いたしまして、行動計画の施策の進捗状況等を踏まえつつ、人身取引対策について検証、検討を継続してまいりたいと考えております。

○荒井正吾君 何か聞いていますとさつと流れてしまつて、本当にこう継続的に、こうギアのようにかみ合っていくのか、まあ国会の論議ですのうで聞いたり答えられたりというだけでございしますが、後、その機会がありましたらどのようなふうになったのか、どのように犯罪が摘発されたのか、実態像がどれだけ分かったのかということをも改めまして聞かせていただく機会があればというふうに思います。

法案の内容について若干御質問申し上げたいと思います。

一つ目は、逮捕監禁の罪の法定刑の引上げというのが今回の審議の中に入っておられるわけでございます。これは、長期間の監禁の罪刑が軽過ぎるんじゃないかというような事件があった面があるのかと思ひますが、これはこの人身取引対策と直接関係のないケースの罪刑の引上げのように思われますが、今回、このように法定刑の引上げと一緒にやられるというのはどういう理由があるのでしょうか。それ自身はまだ大変議論があつたり、まあ必要であると思われるんですけども、ちよつとこの全体の中で埋もれて、どういう位置付けで改正されるのかというのがちよつと腑に落ちない点があつたので、御質問いたします。

○政府参考人(大林宏君) 今回の逮捕及び監禁の罪の法定刑の引上げは、御指摘のとおり、人身取引議定書の要求によるものではございません。逮捕監禁罪は、人身の自由を侵害する犯罪という意味で人身取引と密接に関連し、現に人身取引の被害者が監禁状態に置かれていることも考えられますので、その罰則強化は人身取引対策にも資するというふうにご考えております。

また、委員御指摘のとおり、近年、いわゆる新潟女性監禁事件のように、長期間における監禁事件が発生するなど、現行の逮捕監禁罪では適正に

処罰することが困難な重大事案が見られるところでございます。また、逮捕監禁罪の認知件数は近年増加を続けておりまして、平成十七年は約一・七件でありまして、平成十六年には約一・八倍の六百三十九件にまで増加しておりまして、これらに対する第一審科刑状況を見ても、法定刑の上限である五年に近い量刑のなされた事案も見られます。

一方、人身の自由に関しましては、近時、その侵害行為の悪性に対する非難も高まっておりまして、逮捕監禁罪の三月以上五年以下という法定刑の在り方が現在の国民の規範意識に合致しているのかという問題はかねてから指摘されていたところでございます。

そこで、逮捕監禁罪に対し、近時の犯罪情勢及び国民の規範意識の動向を踏まえた上で、事案の実態に即した対処が可能になるよう法定刑を引き上げ、三月以上七年以下の懲役とすることとしたものでございます。

○荒井正吾君 分かりました。

次は、今度の改正の二百二十六条の二で人身売買罪というのが新設されるわけでございますが、「人を買収した者は」と、こういう構成要件でございます。人を買収したというところ、どういう事象が罪になるのかというふうに思うわけでございます。まあ結納を納めて嫁さんもらうって、これはお金で買収したというのと、そういう風習は残っているわけでございますが、構成要件として大変日常語を使っているのだからと不明確じゃないかという御批判もあるように思うわけでございますが、買収という用語をこういう法律の新設で今採用されるというのは、少々悩ましいところかもしれません。御説明を願えますでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 今御指摘の買収の罪は今回新設するものでございます。その内容は、対価を支払って現実に人身に対する不法な支配の引渡しを受ける行為を処罰しようとするものでございます。この買収であるいは対向犯であります売渡しという罪もできるわけですが、これらの言

葉は一般的には物の売買に用いるものでございまして、この用語については確かに委員御指摘のとおり、いろいろな御意見があると承知しております。

ただ、現行の刑法第二百二十六条の第二項の国外移送目的による人の売買の罪、あるいは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第八条におきまして児童の売買の罪ということで、既に売買という言葉が使用されております。

考え方としては、売る、買うというそういう用語もあるわけでございますが、今回の犯罪の構成要件といたしましては、引渡しを受ける、引渡しをするという言葉が、そういう行為が必要なものですから、買収を受ける、売り渡すというような形で定義しているものでございます。

○荒井正吾君 ある面分りましたが、人の売買契約書というのは普通ないわけで、余りその成立をどう証明するのかと、対価を支払い不当な支配をする、給料を取つてもらつて家事労働、選挙運動を手伝わせるというのは多少事実認定で似たようなところかというふうな、一般的な不法とそういう日常の家族関係というのがなかなか一緒に評価されるような言葉遣いかなという、私ごときが言う評価ではありませんが、裁判所で判例で埋めていただけるんじゃないかというふうに思います。

次は単純人身売買罪、目的を要件としない人身売買罪ですが、人身取引議定書でも犯罪化というのは要請されてないようでございますが、これも犯罪として認定する事例を確立するのに少々困難があるようにも思うのでございますが、特に成人の単純人身売買罪のようなものを新設された理由をこの際伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人(大林宏君) 先ほどの委員の御指摘のような、世上、例えば結婚とか何かで金銭の対価が支払われる事例もあるとの御指摘がありまして、それとの差というのは、対象者を不法に支配するに至つたかどうかということが基準でござい

まして、それと対価の支払形態がどうかという問題も含めて総合的に判断されることだというふうに考えております。

今御指摘の点でございますが、人身取引議定書は、御指摘のとおり、搾取の目的を伴わない売買行為を犯罪として処罰することまでは求めておりませんが、売買行為のうち、売渡し行為について申し上げますと、その対価を得る以上、常に営利目的が存することになりますので、我が国の刑法上、売渡し行為は常に重い処罰の対象とすべきものと考えられます。

そして、買収行為につきましては、この売渡し行為と必要の共犯の關係に立ちます。自らの出捐により他人の支配状態を取得する行為でありまして、類型的に見て買収者において自由を拘束する強い動機に基づくことから、被害者に対して更なる法益侵害の危険性も高く、処罰に値する行為ではないかと、こういうふうな考えられます。そこで、買収行為についても、その目的のいかんを問わず処罰することとし、さらに実際に営利の目的が存する場合には売渡し行為と同様に重く処罰することとしたものでございます。

○荒井正吾君 今後のその事犯の摘発の実態、あるいはそれがバランスの取れたものであることを期待申し上げたいと思ひますが、このような構成要件、質問した、例えば、ちよつと想像、想像といたしますが、思い付く事例でございますが、例えば東南アジアの女性が、日本の農村、農村花嫁のケースですが、日本の農村の男性と結婚して、結納に代わるような支度金が御家族に払われて結婚される場合もあるわけでございますが、その中に、遠くへ、日本の農村へお嫁に来るといふことですから、それ自体を望んで来られているのかどうかちよつと分からないわけでございます。また、男性の家族が農村労働に従事されることを期待してお嫁さんに来てもらうというところでありますれば、逃げて帰らないようにパスポートを管理したり、そういう結婚を仲介するブローカーが介在するというようなことも時々新聞に出たりしたこと

を思い出すわけでございます。

そのような場合もこの売買罪というふうな、これ大衆社会的な風習なりと、犯罪というのと、我々の犯罪意識が妥当かどうかということも問われる面もあるかもしれませんが、そのようなケースは法務部当局が今判断されるというふうな事例でもないかもしれませんが、普通、ちよつと想像はそういうところに行きますので、そういうふうなケースについての成立するかどうかというふうな御意見を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(大林宏君) 個別の事案における人身売買罪の成否は、人の不法な支配の成否、そして授受される金銭等がその対価と言えるかという事実認定、構成要件への当てはめの問題に帰着すると考えております。

今委員御指摘の結婚の問題でございますが、結婚に際して金銭の授受が行われることは少なからず見られることだと思つております。通常の結婚生活においては配偶者となつた女性において行動の自由が認められるものと考えられまして、その場合は、そもそも対象の女性を不法に支配するに至つたとは認められないのではないかと、こういうふうな思つております。

また、仮に結婚の動機が真の愛情によるものではないとか、男性の家族が女性のパスポートを管理するなどの事実が認められたといたしましても、その当否は別といたしまして、結婚生活と呼ぶべき範囲を逸脱したものでなければ、かかる事実のみをもって女性が不法に支配されるに至つたと認めるか否かについては一概に断じ得ないのではないかと、こういうふうな考えております。さらに、これに先立つ善意の支度金の授受につきましては、人身の支配の移転の対価とは言えない場合がほとんどではないかというふうに思つております。

このように、通常の結婚の場合には今回の売買罪に当たるとは想定し難いのではないかと、このように考えております。

○荒井正吾君 ある意味分かりました。

忙しい法務官僚さんは、他人の破壊された家族のことは大変よく分かる、まあ仕事ということでございますが、お忙しい中でございますので、身の回りのことも十分固められて仕事に励んでいただきたいと思います。ちよつと余計なことを申し上げて、大変失礼しました。余り忙しくなられないように。

もう一つ法案の中身でございますが、人身取引議定書で採りに含まれるとされました臓器の摘出というところでございますが、臓器移植法、我が国にありますが、なかなか臓器移植の実例が増加しない。その反面、外国で人身取引の結果、摘出された臓器を利用するために外国へ行って手術を受けるということも見えないところで行われているやにも聞くわけでございます。

今回の改正では、生命若しくは身体に対する加害の目的という中に臓器の摘出が含まれているという御説明でございますが、臓器の摘出の目的というふうな直接的な表現の方がその事例に、国際的な事例に即した表現かなという意見もあるように思うわけでございますが、そのような加害の目的というふうには、ちよつと包括的で直ちに臓器の摘出というふうには連想されないような表現を使われた理由を伺いたいと思います。

○政府参考人(大林宏君) 臓器摘出の目的という表現につきましては、今御指摘のように、臓器の概念が現行法上、臓器移植法で定義されているものの、その一部を省令に委任するなど、必ずしも一義的に明らかなものではないということで、刑罰法規の基本法である刑法において臓器の用語を用いることがいかかというところもありますし、加えて、暴力団関係者等が対象者に暴行を加える目的、リンチとか、そういう問題がありますけれども、そういうことで略取誘拐に及ぶ事案も多いという実態がございます。したがって、このような目的による行為も処罰の対象とする必要があるのではないかと、こういうふうには考えております。

人の略取、誘拐、売買において、身体に対する

不法な有形力の行使等の目的がある場合には、対象者の人身の自由に対してより深刻かつ重大な危害が生ずるおそれ大きいことから、このような目的による略取等の行為を処罰の対象としたものでございます。

○荒井正吾君 次の質問に入りたいと思います。この人身取引の犯罪の特色が、外国人が多い、国際取引になることが多いということ、取引に巻き込まれた被害者が不法滞在というような、犯罪人であるとともに被害者であるというふうなのが特色であろうかと思ひます。

外国の、米商務省の報告、あるいは日本のNPO、NGOの方たちの報告にも被害者の保護ということに随分指摘もあり、活動もされているわけでございますが、米商務省の報告の中でございまして、報告の中の表現でございますが、過去一年間にわたって日本政府は、性的奴隷の被害者に対して法的な助言や精神的又は財政的支援をほとんど提供してこなかった、通常、被害者は不法滞在者として強制送還される、被害者というよりも犯罪者としての扱いの方が色合いが強かったというふうに指摘されたりしておるわけでございます。

今回の法改正によって、保護を求める人身取引の被害者である外国人が退去強制されることはなくなるというところでございまして、日本人と外国人の取扱いの差はなく、被害者の保護に資するというふうに見受けられるわけでございまして、人権の確保という観点の対策は基本的に国籍による差別というものをしちやいけなんじゃないか、我が国におられる人は外国人であろうと日本人であろうと同じように扱うというのが我が国の法治の基本的な考え方であるように思うわけでございますが、一般的に、外国人は余り守らなくていい、人権擁護法の対象にしないでいいとか、そういう論もなきにしもあらずでございまして、日本人だから守る、外国人だから守らないというのはちよつと基本的にずれていると思うんでございます。

そのような基本的な考え方も踏まえて、今回の

被害者に対する、外国人である被害者に対する取扱いというものの外国人、日本人の差というものはないというふうには考えてよろしいんでございましょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、人権につきましましてはこれを外国人でありましてひとしく保障するというのが我が国の考え方であると認識しておりますが、今回の法改正によりまして、退去強制事由に該当する人身取引の被害者につきましては原則として在留特別許可が認められることになりまして、したがって、被害者の方は我が国に適法に在留して必要な保護を受けるということが可能な状態になるというふうには考えております。

○荒井正吾君 あれ、短かったですね。

法務入管当局にあつては在留特別許可で、多分、家族の実態があつたり生計の実態があるのを実態に即して保護しようという姿勢をうかがわれるわけでございまして。

ところで、法務、入管法のそういう手当てというの、そういう在留の、裁量的な、実態に即した裁量というふうになるわけでございまして、被害者の保護は、各国がされている被害者の保護の実態を見ますと、いろんなカウンセリングをしたり、その後の人生の手助けをしたり、シェルターと言われるような一時的な避難場所、保護場所がされたりするわけでございまして。

日本でも昔、江戸時代は駆け込み寺というのが救いの神であつて、そのような仕組みもあつたわけでございまして、日本における被害者の、こういう被害者の保護というのは十分でないというふうに言われる面もあるわけでございまして。それが予算措置だとかいろいろな各省の対策にまたがるものだから、これも相変わらず各省にお任せというふうな今のところなっているように思うんですけれども、これも、包括的な法を整備するとか保護対策を統一的に過不足ないようにするとかという

ようなことも必要じゃないかと思うんですけれども

も、こういう御所管はどこかはちよつとよく分からないんですね。そういう主管官庁というのはなかなか見付けられないような実情ではないかと思うんですけれども。

そういうことでございまして、取りあえず内閣官房に被害者の保護の法的な整備、体系的施策ということについてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木基久君) 人身取引被害者の保護というのは大変重要な問題でございまして、昨年十二月に策定いたしました人身取引対策の行動計画におきましても、人身取引被害者の保護というのを対策の柱の一つとして位置付けまして、被害者の状況に応じ、一時保護のためのシェルターの提供、あるいは被害者の帰国支援等のためのきめ細かな対応というところを行つこととしたしております。関係省庁が一体となつてこれらの施策を適切に実施することにより、人身取引被害者を適切に保護してまいりたいというふうには考えております。

被害者の保護に関しましての法的な問題でございまして、現在御審議いただいております入管法の改正のほうは、現行法におきまして、婦人相談所は国籍にかかわらず被害者の保護を実施することとなつておりますこと、あるいは民間シェルター等への一時保護委託制度につきましては予算措置、今回、予算措置を新たにすることによつて実施可能であることから、基本的には現行の法体系の中でも効果的な政策展開が可能であるというふうには考えております。

包括的な法整備はというふうな御質問でございますが、まずは現行の対策を着実に実施するということが重要でございまして、それにより、人身取引被害者の保護についてはかなりの効果が上がるものというふうには考えております。

○荒井正吾君 ありがとうございます。

被害者の保護という体系的な施策の必要かどうかを考えます場合、これは被害者が外国人である場合が多いということを考えますと、我が国にお

ける外国人の扱いというのを基本的にどうするかというのはより大きな問題だというふうにこの人身取引の議論から見えてくるわけでございます。日本における外国人労働者あるいはその他の在留外国人をどのように扱うかというのは大変大きな問題だと思いますが、先日、自民党の中での外国人労働者問題小委員会というのがありまして、経団連と商工会議所と連合が出てお話を伺いました。大変興味ある議論の展開でございました。

経団連と連合は大変意見が分かれると思いましたが、単純労働の扱い、単純労働を認めない、いや、場面に、場面によりますか、状況によりますか、産業によつて地域によつて単純労働も要ると。例えば、南野大臣の御専門でおられます介護の部分で単純労働が要る、外国人の介護ヘルパーが要るという意見と、困るという意見があるわけでございます。

それと、連合は、単純労働は、日本に外国人は要らないということを明確におっしゃっていましたが、経団連の方はむしろ、日系人の扱い、あるいは外国人の労働者城下町のようなものが発生しているその保険とかいろんな社会的な対応、法整備が不十分だ、これを何とかしなきゃ、なし崩しじゃとても大変だという悲鳴に近い意見もあるわけでございます。

もう一つの大きな論点違うのは雇用、日本人の雇用に与える影響、連合の方は失業率が四・数%だから日本人は余っていると、いや、日本人、部局によつては日本人余ってない、介護ヘルパー、例えば介護ヘルパーなどに田舎の方で募集しても日本人はとて来てくれない、日本人が来てくれないところを外国人の人に来てもらって悪いんだらうか、いや、それができないというような声もあつたりするわけでございます。

本委員会は外国人労働問題の委員会ではないわけでございますが、そのような外国人の就労の機会がないことにより、入国後、人身取引の網に掛かつたり、不法な就労を余儀なくされたり、その結果、殺人を起こしたり窃盗を起こしたり強盗を

起こしたりというのは事例として時折マスコミに登場するわけでございます。犯罪の摘発と外国人就労をどう扱うかというのは大変密接した問題かと思ひます。同じ入管局で最近出されました第三次出入国管理基本計画というのは、従来の姿勢を大変革新的に踏み込まれた基本計画だというふうに評価をする面多いし、私もそのように思つておりますが、在留する外国人に係る政策を総合的、包括的にカバーしているというところまでは行つていない。

自民党の議論でも世の中の議論でも大変、外国人の扱い方という、日本人のその姿勢、基本的な姿勢が大変まだ分かれていて基本計画でその中で法務省だけで決められないところがあると思ひますが、この際、法務大臣にお伺いしたいんですが、ある面御専門家でおられますこと、また、現場で外国人の就労をどう扱うかということのある面にお悩みになりながら将来の像を考えておられるようにもお見受けいたしますが、法務大臣として、あるいは、法務大臣から見て、政府の中での方向性の期待ということになるかもしれませんが、在留する外国人の政策について総合的、包括的に検討して方向性を定めるために、そういう、内閣全体になると思ひますが、体制の整備を含めた検討が必要じゃないかというふうに思ひわけでございますが、法務大臣あるいは先生個人の御意見ということで、この際、御所見を賜れば幸ひでございます。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生の御質問にありましたとおり、やはり外国人の方々の労働という問題は、我が国における労働という問題は大きなことから検討課題であらうかと思つておりますし、そういうような問題点を今後抱えながら、今御報告申し上げられる観点でございますが、我が国に在留する外国人をめぐる様々な環境整備の問題は日本人の場合と同様に多くの関係機関が連携して取り組むべき課題であると思つております。これは、厚労省の方々と、また経産省の方々と、範囲は広がって、検討していかなければなら

ない課題であらうかと思つております。このような取組の検討のために新たな機関を設置して、そして様々な、それをしていくこととする様々な議論があらうかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、法務省といたしましては、先般策定いたしました第三次出入国管理基本計画におきまして、外国人が住みやすい環境をつくり、それを進めていくためには、労働の問題、それから教育の問題、又は福祉に係る支援施策等々、様々な分野の施策がござります。そういった問題を連携しながらその方策を検討していく必要があるのかというふうに思つておりますので、今後この方針に沿つて対応してまいりたいと思つております。

○荒井正吾君 また、法務大臣を離れられても、またこういう問題についていろいろ所見を賜り、またたい方向性のある政策を南野先生個人としてでもまた能力を発揮していただきたいというふうに思ひます。

人身取引という犯罪に対する対応の政策ですが、日本における外国人の犯罪、あるいは日本の組織犯罪と外国人が絡む国際犯罪というのは、従来の近所で発生する犯罪対策と違った取組が必要だと思ひますが、グローバル化の中で、島国である日本は、やはりまだ安全な地域、安心できる地域だというふうな認識が我々もあつたし、治安当局にももしかしらおありになったかもしれないんですが、その間、見えない世界で大変侵食されている面があると思ひます。麻薬などの密輸とか、密漁、あるいは銃器とかいうのはもう少し目立つて減っているかもしれませんが、密航とか、いろいろなものがまだ存在しているように思ひます。

そのような外国人の犯罪を、まあ治安大国を取り戻そうという動きがあるのでそういう面を期待をするわけでございますが、その対応について、この人身取引のこの議論の中でも、官庁間の協力とか連携とか、主務官庁という、省庁でみんな完結するような対応はなかなかできないものですから分かれてしまふわけでございますが、日本の役所

は分権的でございますから、いろいろ、この法案の議論をしても、それはうちがやっていない、あれは向こうだとかいうので、もうそういうこと自身が対応ができていない証拠のように思ひわけでございます。

このような外国人犯罪対策については、官庁間の情報の共有、利用などの連携協力体制や国際的な協力関係を構築するということが大変重要だと思ひます。とりわけ、犯罪の関係を情報の収集、分析と、犯罪の摘発、抑止に役立てるという情報利用というのが大変不足しているように思ひます。一方、個人情報にかかわりますので、個人情報保護という点も、官庁で保有されて利用される場合にもしっかりとらなきゃいけないと思ひますが、この点はまだ体系的な姿がまだ見えるに至つていないというふうに思ひわけでございますが、これは、ほかのテロ対策だとか原子力施設への攻撃とか、いろんな部分で共通の必要性があるように思ひわけでございますが、外国人犯罪対策について、またその中で、とりわけ個人情報保護と犯罪情報の収集、分析、利用について内閣官房の方では取りあえずどのようにお考えか、伺いたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木基久君) 国際犯罪、外国人犯罪の深刻化は治安上大きな問題でございまして、政府一体となつて取り組むべき課題であると認識しております。

そのため、平成十三年の七月、この問題に関する関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効、適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的といたしまして、内閣に国際組織犯罪等対策推進本部が設置され、同年八月に同推進本部が策定いたしました国際組織犯罪等対策に係る今後の取組についての中に、不法入国・不法滞在対策として関係機関相互の情報交換・連携、関係国との連携を掲げるなどとして、国内外の関係機関の連携した取組を図つているところでござい

また、平成十五年九月より内閣総理大臣が主宰

このように国際犯罪あるいは外国人犯罪対策について関係省庁、連携した取組が行われている中で、議員御指摘の関係省庁間の情報共有ということについても必要な範囲で図られているものと承知しておりますが、その際には、個人情報保護の問題に十分配慮することが必要であると認識しております。

○荒井正吾君　ありがとうございます。

会議をしたり行動計画を作ったり、図るといって言葉が連発されたりする時点でまだちゃんとできていないんじゃないかという、思う癖が付いてしまつて、実行、本当に実行されているところはない、無言の迫力といいますが、言われなくても実行していますよという雰囲気が漂うように経験上思ふわけですが、ちよつと冷やかし的な発言になつて恐縮でございますが、しかしそういう計画を立てられたり対策をされたりするというの、第一歩でございますので、第一歩の言葉として取りあえず受け取らせていただきたいというふうに思ふ次第でございます。

最後に、入管局長にお伺いしたいと思います。よく日本における犯罪防止、あるいは感染症の防

卑近な例でございますが、水際対策は、行き過

管審査が長時間化する。成田に外国人の列が随分並ぶとか、目立たないんですが、地方の空港で韓国、中国から二時間ぐらいで飛んできたら空港の出入管チェックで三時間待たされると、何という国だというようなクレームが実は来るわけでございます。人がいかなかったり審査が大変だということとは分かるわけでございますが、私はかねてから入国審査は、ただ、地方の空港に来る場合は羽田から人が、チームが行って審査をしてその日に帰ってくる。配置をしてその管轄区域を決めている。古い面があるんじゃないか。もう遊撃隊で、その審査を羽田から行ってまた帰る、また行って、必要は東京に日帰り出張ができる体制に交通施設はなっているわけでございますが、集中的に能力を高めてその人たちを有効に活用するということなどを、システムを十分考えられて、その入管の厳格チェックとか言葉があるんですが、時間を掛ければ厳格だというわけでも私はないと思いますので、円滑な受入れと厳格な対応のバランスを取るのがそのグローバル化の中で日本の統治能力が問われているという面もあると思いますので最後に入管局長から御所見を伺っておきたいと思います。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます

委員御指摘のとおりでございます。不法滞在者の対策でございますとか犯罪、外国人犯罪の対策等を考えますと、やはり水際で不正な目的を持ったような人が入国しないようにという措置をとることがこれは非常に大事なことであらうと思っております。

そのためには厳格な入国審査ということが必要であるというふうに思うわけでございますが、一方で、我が国は国際化の中にはございまして、観光立国という目標も掲げているわけでございますので、問題のない外国の方にはたくさん来ていただくという必要があるわけでございます。そのためには、円滑な入国審査ということも一方で当然必要になってまいります。この二つはいずれも重要な施策であるというふうに考えております。入管局といたしましては、めり張りの利いた入国審査を実施することによりまして、この二つの要請の実現に努めているところでございます。

具体的な当面の方策といたしまして若王

さていただきますと、外国の出発空港におきまして、日本の入管の職員をそこに派遣いたしまして、事前に入国審査の確認作業を行うと、これ、ブレクリアランスと呼んでおりますが、こういった措置でございますとか、我が国の主要な空港におきまして、二次的審査、セカンダリー審査と、こう言うっておりますけれども、入国審査の際に問題のありそうな方につきましては別室で詳しく事情を聴き、そうでない方についてはスムーズに入国審査を済ませるといったような手法を既に導入して実施しているところでございます。こういうことによりまして、問題のある外国人への厳格な審査と同時に、多くの問題のない外国人の方に対する審査の円滑化を図っているところでございます。

また、ただいま委員から御指摘がございました人員が少ないといえますが出張所が設けられていないような地域におきまして、地方空港に外国のチャーター便が多く来るようになっております。こういう場合におきましては、近隣の出張所の

以上これらの方策を更に進めまして、厳正かつ的確な審査の実施によります行政サービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○荒井正吾君　これで終わりますが、最後に、私
入国管理局長という言葉が余り好きじゃないんで
す。本当は在留管理とか出国管理とかより重要にな
ってまいりますので、入国管理を重点的にされてい
るように思いますので、入国在留出国管理局長
の方が、長いですがいいというふうに思
います。そんなふうなコメントで終わらせていた
だきます。

○松岡徹君 民主党の松岡徹でございます。

今議題になっていますこの刑法の一部を改正する法律案につきまして、人身取引を犯罪規定にしてその予防とその被害者の保護と罰則をしつかりと設定していこうという趣旨でございます。この人身取引というのは、決して新しい課題ではなくて非常に古い問題であります。我が国の中ではかつて人身売買、すなわち日本の我が国の女性が海外に売られていくということを防止するためにそういう法律整備はあるんですが、今回はそれだけでなく人身取引というふうになっておりまして、改めて、前段であります、この民法改正に至る経過ですね、なぜこのような法改正の提案がされたのかという経過について簡単に説明をしていただきたいのと、同時に、我が国の人身取引の現状というものが本当にこの改正案で改善できるのかという、その見通しについてその考え方を聞かせていただきたいというふうに思いますが、簡単にお願します。

○国務大臣（南野知恵子君） 先生のお話しになら

あります。いわゆる人身取引につきましては、国連におきまして、平成十二年十一月十五日、これは国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、これは特に女性と児童というものが対象になっているかと思いますが、その取引を防止したり、抑止したり、及び罰則したりする議定書が採択されました。この議定書は平成十五年十二月二十五日に発効いたしておりますが、同議定書は、三条におきまして人身取引を定義した上、五条において人身取引を犯罪として処罰すると、これが大きなテーマになってくるかというふうに思います。そういうふうなことを締結国に義務付けるといふこととございます。我が国は、平成十四年十二月九日に同議定書に署名いたしました。その背景といたしましては、近時、我が国においても人身取引やこれに関連する反社会的行為が少なからず発生しているということがうかがえることとございます。

政府といたしまして、人身取引が基本的人権を侵害する人道的に深刻な問題であるということの認識の下におきまして、平成十五年十二月に犯罪対策閣僚会議において策定いたしました犯罪に強い社会の実現のための行動計画、これに人身取引に係る行為を処罰するための法整備に関する検討を進める旨を盛り込んだところであります。平成十六年四月には、内閣におきまして人身取引に関する関係省庁連絡会議、これを設置いたしました。同年十二月、同議定書の締結に必要な罰則を整備することを含めまして、人身取引対策として総合的、包括的な見地から早急に講ずるべき措置を盛り込んだ人身取引対策行動計画、これを取りまとめたとところでございます。

加えまして、長期間にわたります監禁事案や、それから悪質な幼児略取誘拐事案、あるいは国境を越えた略取誘拐事案が発生するなどいたしております。これを現行罰則では適正に処罰することが困難な事案と見られているところであり、これらの犯罪の実情に即した罰則の構成要件及び法定

刑の見直しを行う必要があるということが主なポイントであろうかと思っております。

それに付け加えますと、このような法改正の効果をも具体的な数字で述べるといふことの御質問がありました。それは大変困難でございます。そういう意味におきましては、捜査機関といたしましても、今回の改正で新設され又は見直されます罰則を積極的に適用してその取締りの一層の強化を努めるものと承知いたしておき、人身取引を含む人身の自由を侵害する犯罪の防止、撲滅に資するものと強く期待をしているところでございます。

○松岡徹君 その今回の法改正に至る経過というのが議定書の署名、それにこたえていこうということとでございます。当然、批准、締結、締結にまで持っていくという動きがあるということとは承知いたしております。問題は今までの人身売買という定義から、今回の議定書の署名に至って、議定書に示されている人身取引の定義というものがより具体的に定義されていくということが大きな意義なんです。それからすると、今回の刑法改正で本当に現状回復できるのか、すなわち日本の人身取引の実態が改善されていくのかというその効果のほどを私たちは当然考えるわけであります。

我々自身も、今回の法改正、すなわち人身取引の問題は以前からある課題ではあるけれども、同時に私たち自身も近年の大きな課題として理解をいたしました。今回の法改正で一歩前進するという評価はしたいというふうに思いますが、問題は効果がどう上がるかということなんです。そのためにはまず実態をどう、実態がどうであるのかというところなんです。先ほど大臣も、要するに数字としての荒井委員からもありましたように、実態把握の重要性というものがございました。しかも、その人身取引のその複雑な犯罪性といふ点、間接に介入するブローカーが我が国だけではなくて多国籍にまたがるということもあります。しかも、その人身取引の被害者として認定するというのは非常に難しい複雑な事情があります。

人々、先生のお尋ねの数でございます。

○松岡徹君 まあ去年、そういうふうなその、私はその可能性が高いというふうなあいまいな表現の五十三人ですから、本当にその議定書で定義されている内容でどこまで調べられたのか。私は、中にはその調査に素直に答える、あるいは応じられないというふうな事情を持って、わざとそういう調査には違う答えを述べる人たちがもったんではないかというの、まあこれは憶測の範囲であります。しかし、そういう意味では丁寧な実態把握というのが必要だと思っております。

大臣に確認したいのは、去年二月に調べただけでそれだけの数なんです。この数字をどういうふうに見るかなんです。どういうふうに見るかなんです。それは、この数字が多いと見るのか少ないと見るのか、大臣、どう思われますか、この数字は。

○国務大臣(南野知恵子君) それは調査の方法にもよるかというふうに思いますが、このたびの五十三人という調査は、今申し上げましたような形で議定書に合わせてビクアアップした五十三人ということでございます。それが多或少ないか、その中にどれだけ隠れているのかということも、これは想像の域を出ないものであろうかと思っております。

けど。

○国務大臣(南野知恵子君) 本当に、正確な調査をしていくところにも大きなポイントはあるかと思いますが、昨年十二月に人身取引対策行動計画が策定されました。これを受けて本年一月から人身取引の定義をその目的、手段、行為のそれぞれについて具体的に明らかにした上で、全国の地方入国管理官署における取扱いを徹底しまして、当該案件を発見した都度、報告させることにより実態把握を行っているということも申し添えたいと思っております。

○松岡徹君 是非、その実態把握の仕方はいろいろあると思うんです。我々が民主党がいろいろ情報を知って、NGOの意見では二万五千人ぐらいの人身取引の被害者がいるんじゃないかということが、NGOの付き合いか、その活動の状況で、そういう予想を立てています。

そういう意味では、五十三人というのは非常に実態から懸け離れているというふうに思うんです、実態の把握なんです。問題は、その私は三千五百十七人を調査票で調べた。そのときの可能性が高いというあいまいなことではなくて、その定義にしっかりと即してどういうふうに行っているかということなんです。その問題は、その定義の解釈のところが、どういふふうに行っているか、その人身取引の被害者としての定義のところですが、まあ議定書あるいは今回の法改正のときもそうですが、その目的、手段、行為というふうな議定書の中の書かれている定義を三つの要素としてされています。

その目的の中の性的搾取、強制労働、臓器摘出等による目的によって手段、すなわち暴行とか脅迫、欺罔、対象者を支配する者などとか、そういうふうになっている。ここで、目的のところ、今回の犯罪の定義になります。搾取目的の性的搾取、強制労働、そして臓器摘出なんです。先ほどもありましたけれども、この臓器摘出というのは三千五百十七人の中には被害者はいなかったわけですね。いなかったわけですね、対象者として

は。臓器摘出は先ほど、後のこれに対応する今回の刑法の改正のところ、生命・身体加害目的というふうな定義に広げ、より広い定義でやるというふうなことが、私も、荒井委員おっしゃったように、私は臓器摘出としてはっきりとすべきだと思っております。例えば、臓器摘出という場合の事例なんです。その今回の人身売買罪の新設のところ、売渡しと買受けというのがあります。これまでもそうですが、例えばフィリピンで臓器を無理やりブローカーによって摘出されて、そして日本人がフィリピンへ行って臓器移植をする。何百万のお金を払ってやると。これは、買った、要するに買って臓器移植をした日本人は買受け罪に当たるんですか。どうですか。

○政府参考人(大林宏君) 技術的なことでございまして、私の方からお答えさせていただきます。今の委員の御指摘の事案については、やっぱり最終的には証拠の判断、当てはめの問題だと思いますが、臓器の摘出に関しては、非常に問題は、治療といいますが、社会的相当の問題、医学の発展の問題も裏腹にあります。

ですから、委員がおっしゃるのは恐らく悪質な事例をおっしゃっているんだらうと思っております。で、多分、犯罪に当たるような事例が多いんじゃないかと思っております。ただ、私どもの意識しているのは、そういう医療的な問題も国内でいろいろな議論があるところでございまして、そういうところを踏まえたやはり捜査処理が必要じゃないかなというふうな考えております。

○松岡徹君 医学的なこととかあるいは臓器移植というところについて、一般的に我々は否定しているのではないんです。それが、要するに、今回の人身売買の臓器摘出という要件に当てはまるのかどうかということがはっきりしなかったら駄目なんです。だから、生命とか、広い定義、非常に、生命・身体加害目的というところに今回組み入れるんだと、臓器摘出というのを入れるんだと、解釈を入れるんだと言っていますけれども、正にそういうあいまいないうか、要するに、すれす

れのところで犯罪が行われているということもあるんです。やっぱりはっきりと臓器摘出というものはっきりと犯罪要件として、言葉として入るべきだと思っております。

だから、今おっしゃったように、私は一般的にはその臓器移植の問題を否定しているんじゃないです。実際にそういう犯罪行為があるわけですから、そのことについて考えますと、非常にあいまいなんです。ですから、そのことを今回も臓器摘出がそういうふうに使われることが犯罪だということ、この臓器摘出という言葉と、今刑事局長おっしゃったように、普通の医学の発展による臓器移植とは全く違うことですから、概念ですから、やっぱり臓器摘出というのを生命及び身体というようなこの分りにくい言葉ではなくて、しっかりと明記すべきだと思っておりますけれども、大臣、どう思われます。

○国務大臣(南野知恵子君) この中身に入りました、目的のところにはちゃんと臓器摘出等という文字が出ておりますので、それを最大限に解釈した人身に対するというような文言を使ったものと、その中には臓器という問題が含まれていると思っております。

今国会の法案に言います「生命若しくは身体に対する加害の目的」といいますのは、人身取引議定書に言う臓器の摘出の目的よりも広いと。だから、それより狭い問題であれば私も困ったなと思いますけれども、それを含む広い範囲であるというこの御解釈がいただければよろしいのかなというふうな思っております。

○政府参考人(大林宏君) 補足してお答えさせていただきます。

おっしゃられるその臓器の摘出というのは重大な犯罪行為でございますので、委員御指摘のようにな、それを明確にすべきだと思われれる意味には私も分かりますが、それは今回の議定書を踏まえた国内法の担保でございまして、これが含まれるということは明らかであるというふうな私ども考えております。

先ほども御説明いたしましたけれども、同時に、日本の場合には、いわゆるやくざがさうといいますが、そういう先はリンチとか、いろいろな非合法な目的を持ってさういいう形ができていますし、いわゆる略取誘拐だけでは済まない問題が含まれています。

ですから、そういう問題も含めてこのような表現にさせていただいたものでございまして、今回の主要な改正の目的として、委員が御指摘の臓器の摘出ということを私も強く意識していることは間違いございません。

○松岡徹君 やっぱりそういう事例、もう一つ、例えば目的の、搾取目的の中で臓器摘出等というのがあります。この等というのをどう解釈するかということなんです。いろんなケースが考えられるんです。

例えばフィリピンとか、あるいはそういう貧しい国の人のところの幼児を買収受けて、買収受けて、そして日本に連れてきて、それで、性的搾取とか強制労働ではなくて、ちゃんとした教育を受けて自分の子供のように育てていくということもあります。これは対象になるんですか、この場合は。

○政府参考人(大林宏君) 今の教育目的という問題、先ほど申し上げましたように、これは買受けの罪の問題だと思えますけれども、それは対価性と、それから不法な、何といいますが、移転といいますが、支配というものでございまして。ですから、今おっしゃるような、本当の教育の目的で、しかも認識の問題、また証拠の問題になるかと思えますけれども、例えばブローカーなりを正式な、正式なというの合法的なものとして理解して、それなりの手続を取ってという形であれば、教育の目的、そうすると当然不法な支配の移転という定義には当たらないことになりまして、当然そういうものには成立しないという場合もあるかというふうな思っています。

○松岡徹君 広い意味でいいたらそれも人身取引なんですね。

だから私、最初に冒頭聞いたでしよう。今回の法改正で本当に人身取引の現状をどういいうふうに改善するめどは持っていますかと言ったら、数字では表せませんと言っているでしょう。一方で、官房の方でやね、内閣官房で、相当な効果が上げ

られると。どっちやねん、これ。それ、どういふに解釈したらええの。だから最初に聞いたんです。もう一回。

○政府参考人(鈴木基久君) 今回の人身取引の關係の対策でございますが、今回お願いいたしております刑法等の一部改正のみならず、人身取引の防止、それから人身取引の撲滅、それから被害者の保護、こういった三本柱から成る総合的な対策でございます。

先ほど法務省御当局の方からも、明示的な数字での効果というのはなかなかお答えするには非常に困難が伴うというふうなことでございますが、今回、法律改正により人身取引の刑罰化が進むことにより、それにより対策が進むということではございますので、これにより相当の効果が進むというふうに考えておるということでございます。

○松岡徹君 全然分からぬ。相当効果が進むという根拠が全然分からぬ。それやったらね、臓器摘出の事案は、あれでどうやって解決されるんですかと。具体的にこっちは聞いている。すなわち、我々、今は人身取引の実態がどんな実態なのかというこの何%までつかんでいるんですか。だから、三千五百七十七人の、去年、入管が調査して、そして被害者と認められる人が五十三人だったと。しかし、それ自身も氷山の一角ではないですか。しかし、それをやったということは大事ですよ。議定書の定義に書かれてあることによつて

ずつと調べたから五十三人という数字が出てきたんですよ。そういう意味では、実態はまだ十分全部、すべての実態はつかみ切れてないんです。だからこそ、先ほども言ったように、実態をしつかりつかんで今後の施策に生かしていかなあかん。相当な効果が上げられるというのは、今まで何もやってこなかったからちよつとでも前へ進むんですよ。それが相当なのか、その認識違うんですよ。我々はまだまだこれからだと思ふんです。だからこそ、今回の法改正でも、先ほど指摘しましたように、やっぱり幾つか不十分点がある、実態に即していないところがあります。だからこそ総合的な法整備をしていくべきではないかと、こういうふうに言ふんです。

これ、昨年の十一月の百六十一国会で参議院の内閣委員会、総合的な法整備がなぜできないのかという質問をしているときに、細田国務大臣、細田官房長官がこう答えているんですよ。あらゆる角度から検討しなければならぬと思ひますので、御提案のことも含めて検討してまいりたいと言っているんですよ。しかしその一方で、まず今の現状をちよつとでも前進、改善、前進させるために今回の法整備を提案しているんですよと言っているんですよ。私、この細田官房長官の去年の答弁、国会答弁の趣旨分かりますよ。正直ですが。あなたの答えはちよつと後退していますよ、細田官房長官の答弁から。議事録見てください。官房長官ですら検討しましょう、検討しますと言っているんですよ。あなたの言い方やつたら必要ないというふうな言い方に聞こえるんですよ。どうです、もう一回答えてください。

○政府参考人(鈴木基久君) 昨年十一月の時点の御答弁でそのような御答弁をさせていただきました、官房長官からさせていただいたことは承知しております。その後、昨年の十二月に人身取引対策の行動計画を策定して、総合的、包括的な対策を講ずるということにしておるものでございます。講ずるという点で、現時点では、あそこで掲げられました施策について、まず必要な法改正をお願いし、それから必要な予算を取りまして必要な施策を推進する、そういったことによつてそういう対策をまず講じていくと、そういうことが重要であるということでございます。

○松岡徹君 だから、そのまず講じるいうことは別に否定しませんが。だから一定評価していると言っているんですよ。しかし、含めてね、そういうことを引き続き検討していこうということにならなくてはならないと思ふんです。

これだけ議論やっていたら時間がないので次に行きますけれども、是非とも、官房長官のあの答弁を下回ることのないような姿勢で是非ともお願いを申し上げたいというふうには、これは要望しておきたいと思ひます。

そこで次に、要するに予防のところなんです、特にブローカー対策とかありますが、幾つかあるんですが、今回の法改正でブローカーの摘発についてどこまで行くのか。時間の関係ありますから申し上げましても、去年、おとし、おとしの十一月に日本、日本人の男性のブローカーが逮捕されて、起訴されて、懲役一年十か月という判決が出ています。これ、いわゆるソニー事件と言っているやつです。これは、この男はコロンビア女性の人身取引のかかわったブローカーなんです。ところが、この事件にかかわったブローカーというのはこの男だけではなくてほかにもおったんですね。で、摘発された人間がたぶんおるんですよ。ところが、逮捕されて実刑判決出たブローカーは一人だけでね、罰金を払つて出てきたブローカー、ほかのね、これにかかわつて出てきた人間は翌日からまたブローカーとして復帰しているという実態があるんですね。

そういう意味では、予防あるいは撲滅ということから考えると、このブローカーの実態をどういうふうにつかんでいるのかということもあります。が、なかなかつかみにくいということがあろうかと思ひますが、少なくとも今回のこの予防のところ、例えば風営法の改正案が同時に提出されておりました、この接客従業員の在留資格等を確認するとか、あるいは確認記録の保存義務を課して、これに違反した場合は百万円の罰金というふうな検討されているんですが、これ自身が非常に軽過ぎると。先ほど言ったように、罰金さえ払つたらすぐ出てくるんですよ。で、その翌日からまたブローカーとしてやっている。軽過ぎるんではないかという批判があるんですけども、そういう意味では、そのことについて、これは国家公安委員長、警察。

○政府参考人(伊藤哲朗君) 今国会で御審議いただくこととなっております風営法の改正案では、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、その他の性的搾取につながる危険性の高い営業を営む者に對しまして、その営業に關し客に接する業務に従事させようとする者の生年月日、国籍及び外国人である場合には在留資格、在留期間等を確認するよう義務付けているところでございます。

今回の風営法の改正におきましては、ブローカーからというよりも、むしろその人身取引事犯の被害者がこうした営業に就労していることが多いということから、その不法就労していることの弱みとか経済的困窮に付け込んで売春などを強要するような事例が見られますので、そうした営業者に對する規制という形になっておりますので、こうした営業者に對して罰則を加えるという形にしております。

具体的には、罰則を加えられずと営業としても成り立たなくなつてくるといまいし、場合によつては営業停止、取消しという形になりますので、そうした意味で、そうした場を排除していくということが目的でございます。

○松岡徹君 ちよつと時間の関係であれなんです、要するにブローカー摘発というのは、同時に、国内の問題もありますが、国際的な協調という面が当然必要になってくるんですね。日本が送り出し国あるいは受入れ国、他の受入れ国と連携をしながら予防していく、あるいは摘発していく、そして裁判、起訴にまで持つていくというふうなことが必要だと思ふんです。

こういう国際、国際協調といひますか協力というの、人身取引対策行動計画においても国際捜査共助の充実と条約締結の検討というのがあるんですよ。これについてどういふふうに考えて今進めようとしているのか、聞かしていただけます。

○国務大臣(南野知恵子君) その件に關連いたしましては、人身取引の取締りのために諸外国との間で捜査協力を推進していくことは重要なことであるというふうには思つております。国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書は、条約の対象となる犯罪の捜査におきまして締約国がお互いに最大の限の法律上の援助を与えるというのを規定いた

○國務大臣(南野知恵子君) 先生が先ほどおっしゃってられました地域において、まだそういうリーフレットを作ったりいたしてはおりますけれども、意思が徹底されていないということについては、これ今後もしっかり考えていき、徹底させていくという方向にも持っていきたいと思っております。

今お問い合わせのその問題点につきましては、法務省といたしまして人権擁護、人権問題等に関

する懇話会、これの方針決定を踏まえまして、本
当に人権擁護法案を早期に提出していきたい、そ
の方針は変わっておりません。そのような下に、
引き続き精力的に問題を解決していきたいという
ことを願っているところでございます。

○松岡徹君 今、その人権擁護法案がなぜ上がつ
てこないのかということがマスコミ、テレビで出
ています。自民党さんの内部の中で人権擁護法案
の人権の定義があいまいだと、そして人権擁護委
員の選出については国籍条項を設けるべきだとい
うような議論があつて、そのいろんな調整をさ
れているということでもあります。

人権には国籍はないんですね。先ほど言ったよ
うに、どんな国の人たちが人身取引として人権侵
害を受けているかということがあります。人権の
定義は国籍というレベルで計るべきではないとい
うふうに思ふんです。是非、その国籍の問題で
ね、今もう大臣御存じだと思いますが、この人権
侵害救済にかかわる法律、すなわち人権擁護法案
に国籍要件を設けるべきだというふうに思ひま
すか。大臣のお考え方は。

○国務大臣(南野知恵子君) 人権擁護推進委員会
の追加答申におきまして、我が国に定住する外国
人が増加している、そういったことを踏まえ
ておりますが、外国人の中から適任者を人権擁
護委員に選出することを可能にする方策を検討す
べきであると指摘されております。法務省とい
ましてこの方針は変わっておりませう、追加
答申の指摘を踏まえまして、人権擁護法案を再提
出するために検討を行っているところでございま
す。

○松岡徹君 もっとはっきり答えてほしいんです
けれどもね。答申の中にはそう書いてあります。
私もそうだと思います。ですから、やっぱり人
権に国境はないです。ましてや、それを政争の具
に使うようなことがあつてはならないと思ふん
です。

だから、やっぱりこの人権侵害にかかわる、人
権侵害を救済するための法律というのは、やっぱ

り、まず、なぜという経過でやられてきた、議
論されてきたのかということ、正に私たちの日
本の国内にある人権侵害の状況、すなわち特に差
別の問題ですね。部落問題、同和問題を始めず
と議論をしてきて、そして一九九六年の地域改善
対策協議会の意見具申が出て、同和問題といえど
も人権の基本からとらえ直し、改めて解決に取り
組んでいこうということがありました。

そういう意味では、私たちもそれはそのとおり
だと思います。そのときに、一つ部落問題だけ
ではなくて、他の国内が抱えている様々な差別や人
権侵害状況も同時に解決していこうということに
なります。そういうことからすると、是非とも一
日も早く、この人権侵害を救済するための法律の
制定は必要だと思ふんですね。決して、この人権
侵害を、差別という形で人権侵害を受けている国
内のまず問題をどう解決するかということも同時
にあります。

私は、一番身近な例で申し上げますけれども、
一九九九年に大阪で起きたことですけれども、大
阪の市内の生野警察の警部補が逮捕されたんで
ね。これは私がかかわっていたことでありますけ
れども、その被害に遭った女性がおられます。彼女
は、私は初めての面接、面会でした。彼女は身元
調査をされて、大阪市内の病院の看護婦さんでし
た。そして、相手はお医者さんでした、結婚する
相手。彼女は身元調査されていたんですね。ずつ
とその身元調査をやったのはだれかといったら、
その警部補だったんです、生野警察の。これは逮
捕されて有罪になりました。彼女は自分の戸籍が
取られて、身元調べられた、なぜかというのをず
とひもといっていたら、その刑事に依頼したのが
興信所の人間なんです、友人で。その興信所は
だれから依頼されたのかということはずつとさか
のぼっていけば、実はそのフィアンのお医者さ
んだったんです。

我々は直接事情を聞きました。なぜ彼はその秋
に結婚する予定の彼女の身元を調べたんだといえ
ば、春にそのための釣書交換をした。その中に、

彼女のお兄さんの連れ合いさんが結婚する前にど
こに住んでいたかというところに被差別部落の地
名があった。そうすると、彼の親たちは、彼女の
身内に被差別部落の出身者がおるかもしれないと
いうことで調べたんです。彼女は、自分の身元を
調べた人間が結婚する相手家族だったということ
にショックを受けて、そしてその病院を辞めて
いった。その人権侵害に手をかし、それを実行し
ていったのは警察、生野警察署の書類、捜査のた
めと書かれた書類なんです。

逮捕されたこの警部補は、人権侵害に加担して
いたにもかかわらず、何かといえば、有印公文書
偽造同行使で逮捕された。人権侵害については裁
かれないんです。

こういった事情が、部落問題は今でもあります。
あるいはアイヌの人たちやハンセン病回復者の人
たちや様々なあります。この救済法はそれらにこた
えるべき私は法律だというふうに思っているんで
すね。だからこそ、人権をそういうふうにしては
ならないし、ましてや人権に国境はないというふ
うに思ふんです。

最後にもう一度、もう時間もありませんけれど
も、最後になりますけれども、大臣に、私はそう
いう思いで、一日も早く救済法の制定を成し遂げ
たいというふうに思っています。だからこそ、国
籍を付けるべきではないし、しっかりとした、そ
れらに対応できるような立派な法律を作るべきで
ある。その結果がしっかりと原則にも合致し
ていく、そういうものに私はなっていくと思ふん
です。

大臣の感想と今後の決意をちよつと一遍、最後
に聞かせていただいて。

○国務大臣(南野知恵子君) 人権問題ということ
は、本当に我々、しっかりと検討していかなけれ
ばならない問題だと思っております。人権擁護法
案が今与党の中で議論されております。その行く
末も見守っていかなければならないと思ひます
が、私の気持ち、法務省の考えというのは先ほど
御説明したとおりでございますので、我々として

は、いい形でその法案が通っていくように、テ
ブルに乗っけていただけるように、そういったこ
とを念願しているところでございます。そして、
法律ができれば、もちろんどのような人であらう
と、日本にいる場合のこの法が満遍なく適用され
ることというのを願っております。

○委員長(渡辺孝男君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会
を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮
りいたします。

刑法等の一部を改正する法律案の審査のため、
本日の委員会に法務省民事局長寺田逸郎君を政府
参考人として出席を求め、その説明を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 休憩前に引き続き、刑法
等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 午前のそれぞれの質疑に引き続き
まして、質問させていただきたいと思っております。

この刑法等の一部を改正する法律案にちよつと
先立ちまして、一点、御所見を伺わしていただき
たいと思ひます。それは、もう御承知のところと
思ひますが、今日の新聞等に大きく報道されて
おります。

昨日十三日、東京地裁で、いわゆるフィリピン
の女性とそして日本の男性の間に生まれた子供の
国籍について判決が下されました。日本の国籍法
上では国籍が認められないというこれまで状況で

ございましたが、この東京地裁の判決は、その国籍を認めないことがやはり法の下の平等にも反すると、その扱いは憲法違反であるという判決を出したところでございます。

このフィリピン女性とそして日本の男性との間の子供の問題は、もうこれ長年非常に指摘をされておまして、いろいろ原因はあろう、背景はあろうかと思えますけれども、ジャビーノというようなこと、言葉でも称せられるように、なかなか、今回の場合は父親が認知をしているということと、それでもまだ父親が判明をしているということですので、父親も判明しない、そしてそのために日本の国籍どころか無国籍になつてしまつていてというようなケースも多々出ていますと私も聞いております。何とかしなければという、こういうことが長年言われてきたわけですから、私も、今回の判決では、多少条件は付けられております。認知をしているということ、それから婚姻の実態といましようか、法律婚ではありませんけれどもそういう生活実態があると、こういうことを前提にして国籍を認めるべしと、こういう判決でございます。

私は、本来、その婚姻関係の実態があるなしにかかわらず、やはり日本の男性とフィリピンの女性の間に生まれたというようなことであれば、まあこれはおしなべて日本の国籍を認める、日本人として温かく迎えるというのがやっぱりこの子供にとつても大事なことでないかというふうには思っておりますけれども、少なくともこういう実態の中で国籍を認めないということが違憲である、地裁の判決でありますけれども、こういうものが出たということについて大臣としての御所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

こういう問題について、私たちも国籍法の問題をもつと真剣に議論をさせていただかなかつたこと、私も反省をすることが大ではございますけれども、これを機に国籍法の在り方等々も議論していく必要があるのではないかとこのうふうにも思ひますが、大臣の御所見を今日はお聞かせいただ

ておきたいというふうに思っております。

○国務大臣(南野知恵子君) 新聞の一面に今朝報道されました。そういうこともございますが、今先生の御指摘のとおり、判決につきましては、国の主張が認められなかったということについて、我々国側といたしましては残念だというふうに思うことがまず第一点ではございます。

国籍法第三条は、日本人を父とする非嫡出子については、父が子を認知することのほか、父母の婚姻の国籍取得の要件としております。先生がご述べになられたとおりの形で今法律が行われておりますが、国としましては、この規定は、日本国民である父の子であつて、父母の婚姻によつて嫡出子たる身分を取得した者については、我が国との真実のいわゆる結合関係を有することが明白であるとすることによつて届出によつて日本国籍を付与するということが適切であるとの配慮によるものでございます。相応の合理的根拠を有するものと考えております。

今後の対応につきましては、判決文を十分に検討した上で対処してまいりたいというふうに思っております。

○千葉景子君 多分、大臣はもつと率直なお考えをお持ちなんじゃないだろうかと推測をするところでございますが、何やら書いていただいたものをお読みになつたという感じがいたします。

是非、少なくともこういうことについて、国の主張が認められなかったから残念だではなくて、これをきちつと受け止めて、控訴をして争うとかいうことではなくして、むしろ、積極的に国籍法の在り方などをむしろ再検討してみよう、という方向へ是非大臣のリーダーシップを発揮していただきますようにまず要望をさせていただきまして、この点についてはまた今後の法務省の、国の対応いかんによつては改めてまたその中身を指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、本題の方に移らせていただきたいと思ひます。

午前のそれぞれの質疑の中で、人身取引問題についての大きな総論的なところなども議論がされたところでございます。ただ、せっかくの機会ですので、改めてちょっと私なりの考えも指摘をしながら、大臣のお考えも聞かせていただきたいというふうに思つていところでございます。

そもそもこの人身取引、午前もいろいろな指摘がございました、国際社会からも厳しい批判があるということなんですから、それから、一体実態というのがどんなふうになつていのかというものがやっぱりいま一つはつきりしないというのもそれぞれ御指摘があつたところというふうに思つています。

確かに、今回の刑法の改正という形で刑罰を、どういう者に刑罰を科すか、処罰をするかということは一定枠ができたということは言えるんだと思ひますけれども、人身取引というのは一体何なんでしょうか。やっぱりそこがきちつとしていませんと、一体何が被害なんだろう、あるいは、そのためにどういふものを規制したりあるいは処罰をしたりしなきゃいけないんだろかということがなかなかはつきりしてまいりません。この人身取引というのは一体何なんだろうかということを私も考えてみました。

それで、たまたま私も勉強させていただく機会がございまして、ケビン・ペイルズ氏、これは国連の人身売買問題のコンサルタントをやつておられる方のお話を伺う機会がございまして、大変分かりやすくというか、人身取引の本質みたいなところを的確に指摘をいただいたのではないかと私は受け止めたところなんです。

確かに、人身取引は現代の奴隷制度だというふうに言われております。それから、人身取引という何となく日本の社会の中で子供が無理やり売り飛ばされたというような歴史みたいなものからイメージがわくわけですが、この人身取引というものが一体何だということで、新旧、言わば古く言われる奴隷制、それから現代の奴隷制と言われるこの人身取引、その言わば違いと、そして

現代の人身取引の本質、こういうところをちょっと私なりに勉強したところを披露をさせていただきます、大臣のお考えもお聞かせいただきたいというふうに思つております。

この古い、古くは旧奴隷制と言つてしまふとか、というのは基本的には合法的な所有権の主張だと、その相手という対象に対しての合法的な所有権の主張だと。しかし、現代の人身取引、新しい奴隷制だと言われるものは、合法的な所有権の回避、それを所有物として支配しようというんじやなくて、そういうことは回避をしている。旧奴隷制は高い原価、それを所有するための高い原価、でも新しいこの人身取引は激安の原価だ。古い旧奴隷制では利益は非常に低い、低利益、それに対して今の新奴隷制といましようか、新しい奴隷制度というのは超高利益を生み出している。古く言われる奴隷制は潜在的な数の不足、しかし今言われているような人身取引は潜在的な数の余剰、どこにでも余るようなその対象があると。旧奴隷制というのは長期にわたる関係であつて、そしてそのために奴隷の生命の維持、何とか大事なものですから維持をしなければいけない。ところが、現在の奴隷制というのは短期の関係であつて、それがゆえにその対象となる言わば新しい奴隷は使い捨て、こういう対比がされておりました。

こういう、言わば新しい奴隷制と言われているものの姿というのは、正に身分を丸ごと人間を支配するというよりは、やつぱり労働の搾取という、そこに基本的な本質があるのではないだろうかというところが指摘をされております。

その背景としては、生活手段の選択とかあるいは教育機会、そういうものに恵まれない、人権の無視とか性差別というものが社会の中に存在している、こういうところに人身売買されやすい人々を片方では生み出し、また人間、経済格差などの中でより良い生活を求める、そういうところに、言わばブローカー等、それを利用していくという集団なり組織ができていくんだということでございます。

そういう意味では、これは別に私の結論というわけではありませんが、この人身取引がやっぱり欺瞞的で不正で、そして強制的な言いましょうか、合法ではないやっぱり労働移動というものの中で人身売買というのが言わば形作られていく。これに対して、やっぱり透明で、そして合法的で、そして合意に基づいてきちっと労働移動がなされるような社会あるいはシステムがあれば、安全な移住、そしてそこに言わば人身売買、搾取が潜り込むようなことは避けることができるのではないかと、こういう指摘でございました。

これですべてを語ることはできないのかもしれないけれども、この人身売買のある意味での本質を表しているのではないかと、私は大変自分の頭の整理といえますか、それに大変参考にさせていただいたところでございます。

いずれにしても、この人身取引ということについて、これも質問ありましたけれども、国際社会から大変厳しい指摘がされている、そして実態もなかなかまだ分かっていないというような実情でございまして、大臣としては、この人身取引ということについてのその言わば本質というか、実態といえますか、それと、こういう諸外国から、国際機関から、これも既に松岡議員の方からも指摘がありましたアメリカの国務省、アメリカの国務省から指摘をされるというの非常に何か理不尽なところもありまして、アメリカそのものもかなりの人権侵害をイラクを含めて行っているのではないかなというふうに思っていますけれども、そういうところからでも指摘をされている、それからILOあるいは国連の女子差別撤廃委員会等々厳しい指摘がされている。

こういう背景もございまして、こういうことについて、今回は刑法の一部を改正する法律という形でまとめられておりますけれども、こういう何か根深い大きな人身取引という問題について、大臣としてはどんなふうに認識をされ、そしてこの批判に対してどう受け止めていかなければならないかと、この辺はどうお考えでしょうか、まず

お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(南野知恵子君) 今先生がケビン・ペイルズ氏のお話を取り上げてレクチャーをいただきましたが、私もしっかりと聞かしていただきまして、本当に今の社会生活の中、経済状態もそうですけれども、多様化しておりますし、価値観も多様化しております。そして、我々お互いに生活していく上でのルール化という問題についても、そのルールもお互い守るという規範が乏しいのかなと思うような一面も見られております。そういう中では、大人はどのようなビヘイビアをするのか、子供はどのようなビヘイビアをするのか、家庭においてどうするのかという、それもお互いの家族の価値観というところから発生してきているのかなと、そのようにも思ったりいたしております。

そういう社会生活の中で、今掲げられましたこの人身取引という問題をどう考えていくかということになろうかというふうに思っています。

人身取引というこの四文字、これは本当になくしていきなさいと思う文言でございますが、先生御指摘のとおり、人身取引というのは女性、子供、そういう弱い人たちが本当に遭う課題でございまして、そういうものはもう退けていきたい、なくしていきたいというのが私の本当の気持ちでございます。被害者の人格や、それからその人たちの尊厳を侵害する、心も体もむしろ壊れてしまう。私は、人間としての尊重、得られるんだらうかと、究極的には考えていかなきゃならない課題になつてくるものだろうと思えます。

本当に、人間としてどう歩いていくのか、どう生活していくのかということを一人一人が考えたときに、特に人身売買をされた被害者はどのように考えていったらいいんだらうか、そういう人たちが一人でも少なくするというのが大きな課題になつてくるだろうというふうに思っております。そういうことを考えますと、本当に人道的な観点から、こういう法律の実効ある形を取っていくべしというふうに思っているところでございます。

そこで、また被害者の処罰、これを実現するこ

とによって人身取引の一刻も早い撲滅ということにもなろうかなというふうにも思っておりますが、被害者につきましてはその立場について十分配慮した対応をする、この法律の中にもそれを盛り込んでおります。そういうような法律案でございますので、人身取引対策を更に強化するものであろうというふうに考えております。

さらに、先生が御指摘いただきましたアメリカからの提言ということでございますが、我が国の人身取引の実態やそれに対する取組状況につきまして、国際機関、特に米国からの、国務省から指摘されたということでございますが、我が国の取組につきましては十分な御理解がいただけたかなと思つて、言われたことについては多少残念である、こういうことは避けられればよかったのになというふうにも思つたりいたしております。もうそういう指摘をされないように、我が国はしっかりとやっていくというふうにも思っております。

法務省におきましては、こうした御指摘も含めながら、人身取引の実態や国際的な動向を踏まえ、上でこの法律案の検討又は提出をしようという決めたところでございますので、人身取引の撲滅とともにその被害の保護に十分に配慮し、この法案を一刻も早く御検討いただき、通していただき、これが実効あるものになつていきなさいというふうに願っております。

○千葉景子君 今の大臣の御所見をちょっと前提にしながら、少し各項目についてお尋ねをしてみたいというふうに思っております。

まず、被害者についての認知と、それから適切な保護という問題でございまして。

被害者、先ほど言いましたように、人身取引というのが非常に、何が人身取引かと、どういう人が被害者なのかというところもなかなかこれ線引きは難しい部分でございまして。そういう中で被害者を認知し、そして適切にやっぱりそれは保護をするということになりますと、なかなかこれは大

変なことでございます。多くは犯罪組織などからの報復等を恐れて警察等に保護を求めてこない、こういう実情もあるということも言われております。

そういう意味で、被害者がまずは、自分はこんな状況に置かれていないんだと被害を訴えて、やっぱり安心して生活を、そして働くことができるような、そういうところにまた復帰をするんだと、そういうことをやっぱり申し出ると思いますか、やっぱりそういう環境というのが大事だろうというふうに思っております。

それから、被害者となる人がやっぱり一番最初に取付いてくるのは入国のところでもあるわけですね。そういう部分でも、入国審査というのを厳格的に的確に行うということは大事ですけれども、やっぱりそこでできるだけ、もし何かあれば保護をしていくという姿勢も大事だというふうに思っています。

そういう意味では、被害者と直接対応する一番の直面をするところで、警察とかそれから入管の部分、こういうところでのやっぱり職員の姿勢、あるいは的確にその被害者を発見をする、認知できるやっぱり能力といえますか、そういうものが大事だということに思うわけです。

それから、今申し上げましたように、自分はその被害者でもないんだと、働きに来たような意識もある。やっぱりそうじゃないんだよ、早く被害を申し出なさい、こういうところなら安心して大丈夫ですよというふうな情報をやっぱりきち々と被害者に伝える、あるいは分かるようにしておくということも、やっぱりこの問題の、まずは、まず発見をするということで大事なことだというふうに思うんですね。

それで、法務省、警察庁の方にお尋ねをしたいと思いますが、警察職員、それぞれ入管職員の研修とか、この問題に対する取り組み方ですね、それからその被害者への情報の提供のようなものについてはどのような体制を取っていけるのか、それぞれお尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

まず、入管職員が被害者の方に最初に接する機会というのは、委員御指摘のとおり、かなり多くなるというふうに予想しております。したがって、入管の職員がどのような態度で被害者の方に接するのかがいったこととすとか、人身取引に関する知識等も非常に重要になってくるというふうに思っております。

そこで、入国管理局といたしましては、職員に対する様々な研修の機会を利用いたしまして人身取引問題に関する講義などを行っているところでございます。それにより必要な知識を習得させまして、人身取引問題に対する職員の意識を向上させるよう研修内容の充実を図っているところでございます。

最近の例で御説明いたしますと、中堅職員を対象といたしました研修におきまして、NGOから講師をお招きしまして、人身売買問題の講義を受講をさせております。また、毎年実施しております人権に関する研修というものがございしますが、昨年度はこの研修におきまして人身取引問題のみを取り上げまして研修を実施いたしました。ここには、国際移住機関でございますとかNGO、大学等から講師の方をお招きしまして、人身取引問題に関する最新の状況でございますとか各国の事情についての理解を深めるためにお話をいただいたという状況でございます。

さらに、WHOがトラフィックキングされた女性のためのインタビューマニュアルというものを作っております。また、警察庁の方でも広報啓発ビデオを作成されておりますので、こういうものを入り手いたしまして、全国の地方入国管理局、支局や入国者の収容所に配布いたしまして、職員教育に活用するように指示をしているところでございます。今後とも、研修については積極的にこれを実施してまいりたいと思っております。

一方、委員御指摘のとおり、被害者の方が自ら被害を訴えやすくなるという環境づくりも、これ

非常に重要だと思っております。これまでややもすれば、被害者の立場になられた方というのは、不法滞在状態というようなケースもありまして、御本人の方で、もし出頭した場合に強制送還されるんではないかとか犯罪者扱いされるんではないかという意識があったことは、これ否定できないだろうと思っております。そういうことも踏まえまして、やはり外国人の方に広報啓発をしていくことも重要だろうというふうに思っております。

今回御審議いただいております入管法が改正されますと、御承知のとおり、被害者につきましては、人身取引などによりまして売春などに従事したというようなことを理由にして退去強制の対象にはならないということになるわけでございます。また人身取引等によりまして他人の支配下に置かれたために不法滞在状態に陥ったという場合でございますけれども、在留特別許可により保護の対象となるということも明文化することによりまして、被害の申告をためらっていた外国人の方でありますけれども、安心して入国管理局に出頭して被害の申告ができるようになるのではないかとこのように考えておるわけであります。

法案が成立いたしました折には、早急にホームページ等におけるその内容を掲載しますほか、地方入国管理官署等にお知らせ用のペーパーなども置きまして、十分に広報をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○政府参考人(伊藤哲朗君) お答え申し上げます。

まず、人身取引の被害者への対応について、現場の警察官に対する教養訓練についてでございますけれども、人身取引事犯は被害者の心身に著しい苦痛をもたらす深刻な人権侵害行為であり、被害者への適切な対応は大変重要だというふうに認識しております。

被害者である外国人女性性は雇用主により売春等を強要されておまして、その心身は著しく傷付

けられておりますことから、警察ではできる限り女性職員や被害者の母国語を解する職員をその対応に充てておるところであります。また、被害女性性が交番等に駆け込んで保護を求めていることも考えられますことから、職員に對しましては、人身取引についての研修資料や広報啓発ビデオなどの資料を配付するなどしまして、被害者保護の重要性について周知徹底を図っているところであります。また、人身取引事犯の捜査担当者につきましても、被害者の心身の状況に応じてその対応に当たると、全国規模あるいは都道府県単位での研修を実施しているところであります。

次に、人身取引の被害者が訴えやすいようにするための情報提供の仕組みでございますけれども、警察では、人身取引の被害者が保護を求めた交番や警察署に駆け込んだり、一〇番通報をした場合には直ちに対応するように努めているところでありますけれども、このことを人身取引の被害者自身に知ってもらうこともまた大切なことだということ考えております。

そこで、警察におきましては関係国の大使館あるいは関係機関、団体と協力いたしまして、被害者に、警察が、もう訴え出れば直ちに保護をするということを呼び掛けるリーフレットを現在百万部作成しているところでございまして、近々これを広く配布することといたしております。

今後とも、こうしたリーフレットの配布等によりまして、人身取引事犯の被害者が被害者であることを警察に進んで訴えることが出来ますように、被害者への周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○千葉景子君 今御説明いただいたことは、一般的には確かに分かります。横の方からちょっとやじがありましたが、私も率直に思うのは、ホームページをいっても、そうホームページをきちっと読めるくらいだったら被害を受けるというこたないわけで、あるいはまあそのリーフレットをたくさん作って、それが本当に必要などころに届いて、そしてああなるほどという被害

を訴えてくると、本当にそうかなという、若干私はやっぱりそんなことなのかなという感じがやっぱり残ってしまいます。

決してそれをやるのが駄目だと言っているわけではないんですけれども、やっぱりこの本質というのが、やっぱりそういう情報にきちっと近づけない、そういうようなところにむしろ置かれてしまうというところに問題があるわけでもございしますし、やっぱりそういうところを、草の根といういろいろなネットワークを持っているというのは、ある意味ではNGOの皆さんだったりするわけで、そういう意味では、そういうホームページを開く、リーフレットを作っていくでも大丈夫ですと、そういう情報を提供するということももちろんのことではありますけれども、更に本当にきめ細やかな対応というのを取っていただくように改めて申し上げておきたいというふうに思っております。

さて、この被害については、被害者についてはどういう保護をしようかと、救済をするかということが問題になるわけで、今回はこの被害者に対しては婦人相談所、ここを一つの救済の拠点としていこうではないかということが指摘をされております。ただ、この婦人相談所、どうでしょうか、これまでもDV被害などでもう今手一杯というふうな状況もございします。

それですらもっと人的、物的に拡充をしてほしい、していかねばとて賄い切れないという状況にもあるわけで、更にそこにこの人身取引の被害者を受け入れていくことになりまして、これは容易なことじゃないな、こういうことで本場に被害者の保護、救済が十分に図られるんかどうか。それから、DV被害者とそれから人身取引の被害者というのが同じ一つの施設ということの中で対応される、保護されるというのも本来はどうなのかなという、そういう懸念もございします。その辺りをどう考えておられるのか、厚生労働省ということになるでしょうか、この今の実情、そして問題点をどう認識をなさっているか。そし

て、どうあっても婦人相談所というのを活用するのであるとすれば、人的、物的な当然拡充というのが必要になってくる。これはもう必要不可欠な条件ではないかというふうに思いますが、その点についてどう考えておられるか、厚労省の方でお願いをしたいと思えます。

○政府参考人(佐藤忠春君) この被害者をどういうふうに保護するかというのは一つの大きな課題でございますが、国内においてこういったいろんな女性の方々の相談あるいは被害の保護に当たってきた婦人相談所というところが一番、知識、経験も蓄積もありますから、こういったところで引き受けさせていただくのが適当ではないかということ、まず個々の充実を図っていくということとが私どもの基本的なスタンスというふうに考えております。

今御指摘のありましたように、近年、DV被害者といったようなことを中心にして、この婦人相談所の活用といいますが、その利用がかなり増えていることも事実でございますが、それに対応して、また国それから自治体、力を合わせて、今婦人相談員の増員でありますとか予算の大幅な増額といったことに取り組んでおりますから、まずはこういった体制の充実を図って、できる限りこの新しい人身取引の被害者にも対応できるように充実をしていきたいというふうに考えております。

課題でございますが、DV被害者の中にも外国人がかなり多いんですが、今回のこの例、例えば言葉が通じないような場合にはどうするかといったような、DV被害者も含めて、被害の個別ケースごとの困難性といえますが深刻さ、あるいは心理的被害にどう対応するか、あるいは言葉の問題にどう対応するか、こういったいろいろな難しい事例がたくさん出てまいっておりますので、こういったことにどういうふうに対応していくかという、体制の整備、人員の増強といったことも必要であります、それと併せて、そういった個別のケースにどうやって対応できるかという、

職員専門性でありますとか、そういったことについての研修を少し充実をするとか、そういった目配りも必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

今回、更に加えて、この婦人相談所での対応ということだけでなかなかうまく、例えばできるだけこの被害者の状況から、匿名性といいますが、そういったことが必要ところでやはり保護する方がいいといったようなケースも考えられますので、民間シェルター等にも一時保護が委託できるという新たな制度も導入いたしましたので、こういったものの活用も含めて、公立の婦人相談所での対応の充実を図るとともに、こういった民間のシェルター等の活用といったことも併せて対応していきたいというふうに考えております。

○千葉景子君 あれもこれもなんでもすけれども、それじゃ、ちよつともう少し、一般的には拡充をしていきますというのとは分るんですけども、婦人相談所などの職員の例えば増員についての今後の段取りとか計画とか、あるいは施設の拡充等についての具体的な計画とか、そういうものはございますでしょうか。それによってどのぐらい人数が増えて、そして施設なども、これだけ入れる人員も増えるとか、そういう具体的な見通しみたいなものはもう既に持ちこんでいるのでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) これからどれぐらい人身取引の被害者が、現に、現実に婦人相談所を御利用されるかということは、なかなかこれは見通しが立たないところでもありますし、近年の実績を見ますと、昨年で二十数名だったと思いますが、そういったオーダーであります、先行していろいろ体制の整備が迫られておりますDV対策という観点から例えば申し上げますと、婦人相談所の婦人相談員の数を平成十二年から十六年度までに約一・三倍に増やしてきておりますし、一時保護所の予算の増額についても、十二年度に比べて十六年度、約二・三倍というような増強を図っておりますのでございます。

これは国の予算と併せて交付税等で自治体が独自に取り組んでいただく部分もございしますが、実情に合わせて、できる限りの整備、施設の整備あるいは体制の整備を図っていただくよう、私どもいろんな機会を通じてお願いをしておるところでございます。

○千葉景子君 今、実情の把握がということがございしました。確かに、数字の上で出てくるのは、保護を求めているという数は今二十幾つと云っておりますけれども、これも午前中の質疑でもありましたけれども、これも午前中の質疑でもありましたけれども、一体本当に顕在化していない潜在的な数となると、ただだけあるのかということも考えたときには、まあそんなせいぜいそのくらいだからと言っている場合ではないというふうに思います。今回のこの行動計画やこの法案によってもできる限り保護を図っていくという政府のもし姿勢であるのだとすれば、今のようないかなる計画ではとてもとて世界のやつぱり批判というのにこたえ得るかどうか、ちよつと私は疑問に思います。

ちよつと細かいことは、また時間がございすればお聞きをしたいと思います。今、民間シェルターのお話も出てまいりました。もう一つ、やつぱり保護にきめ細かく対応できているのはやつぱり民間シェルターでもあるというふうに思っています。ここもやつぱりもう一生懸命、本当にボランティアな形で頑張っていたにしておりますけれども、もう本当に手一杯という状況もございします。今、実際に受入れを行っている施設というのは全国で二か所程度、それがもう一杯一杯ということでございます。

今回、この民間シェルターについて人身取引被害者の一時保護委託制度というのを開始されたということでございますけれども、一体これはどのくらい予算措置がとられて、それがどういう形で民間シェルターで経費に充てられていくというふうな把握をされておられるのでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 今回、新たにこの民間シェルターにおいても、婦人保護所あるいは婦人保護所の一時保護所での対応というのを基本にはいたしますが、先ほど言いましたように、民間シェルターにも一時保護委託できるというようなことで制度を考えておまして、取りあえず今年度は一千万円をこの一時保護委託のための予算として計上しておりますが、これは一応の枠を定めただけでありまして、これは例えば大体どのぐらいの数かといいますが、六日間、何といいますが、一時保護をするというのを前提にして二百数十人分の経費というような積算で一応計上いたしておりますが、全体の、先ほど言いましたように、婦人保護事業、DVを含む婦人保護事業の中で対応する予算でございますのでこれしかないというわけではございませんので、そこは事態に応じて弾力的に対応していきたいというふうに思っております。

一時保護委託の形式につきましては、これまでのDV被害者などに対応するために増やしている、その延長のようなものでございますし、今の民間シェルターについても一千万という、非常にある意味ではささやかな額でございます。これだけ人身取引について政府一体となって行動計画を立て、そしてこの被害を防止し撲滅を図っていくと、こういったことを考えておられ、しかも被害者の救済ということの中で民間シェルターのやつぱりこれから役割も大きいと思われるにもかかわらず一千万ですからね。いや、もう何か本当に、本当にこの問題について一丸となつてやろうという体制なのか、私はちよつと問題だということに思います。

これもまた、更にお話を伺うことができれば細かく伺いたいというふうに思っておりますが、時間の関係もありますので少し別な問題に移りたいというふうに思っております。

被害者の支援、この婦人相談所あるいは民間

シェルター等に保護をして、そして安心できるようにしてもらおうということです、この中身も大変なんです。例えば、被害者にとっては心身ともに傷ついたりしている、そういうケースが多々あるわけで、そういうことになるとやっぱり医療の支援というのをきっちりしなければいけないという問題がございます。

それから、一定の期間、やっぱり特別、特在などで滞ることができるようにしたりする。そういうことになりました。生活そのものの基盤、これも問題になってまいります。まさか、売春をさせられていたそこでまた働いていなさいなんという話には当然ならないわけですから、やっぱり生活を何とか立てていく、そういう支援が当然必要になってまいります。あるいは、こういう支援を受ける、そして適切なやつぱり救済を図るという意味では、言葉ですね、先ほどこれも御指摘ありましたが、けれども、やっぱりきちっと自分の実情を伝える、それから保護してもらえ、どういうことができるのかということがよく理解できる、こういうことも大事だということに思います。

こういう意味では、この支援の内容について、少しまず概括的に答えをいただきたいというふうに思っております。これも厚労省の方でお願いをいたします。

○政府参考人(佐藤忠春君) 婦人相談所で保護いたしました場合の援助の内容であります、いろんな各種の問題を抱えた女性に対してまず心理的なケアというように必要になろうかと思っております。そういった心理相談員、心理担当職員というのが配置されております、そういったものの充実がまず一つあるんじゃないかと思うっております。

それから、医療的な支援というように言及ございましたが、医療的支援を必要とされる場合にも、その場合には婦人相談所に嘱託の医師というものが置かれております、ここで医師がある程度の判定とか、あるいはそこでできる軽度な医

療、そういったものの提供というものはそこで行うということになるかと思いますが、本格的な治療を要するようなものではなく対応困難である、あるいは社会福祉事業としてやっており、経済的に支援が必要な方については無料定額診療といったような制度についての情報を提供する、あるいは医療機関を紹介すると、そういった対応が考えられるのではないかとこのように思っております。

それから、通訳の問題ですが、こういった言葉の問題についての支援ということでございますが、外国人の一時保護に必要な経費として通訳員上げ費というものが婦人相談所の運営費の中に計上されておりますので、従来からこれを用いて既に婦人相談所ではいろいろ、DV被害者の外国人、そういった方々への対応に当たっておりますが、こういったものを更に活用してコミュニケーション、そういったものの確保に努めていくということが必要ではないかというふうに思っております。

○千葉景子君 今お聞きしておりますやつぱり私も率直に感じますのは、婦人相談所の場合には医療というものが一定確保される、こういうこともございますし、今の無料定額医療のような形での支援というものも考えられると。いづれにいたしましても、やつぱり従来の施策のある意味では延長といえますか、その範囲で何とかやっていくという、こういう今回は対応なんだろうというふうに思います。

ただ、やつぱり本当にそれでいいんだろうか。この人身取引の被害者に対して包括的に保護をする。そのために医療があり生活があり、あるいは言語があり、そういうものをトータルにやつぱり支援をする、そういう一つの仕組みというものがやつぱり必要なんじゃないだろうか。一つ一つこれは、これまでの医療支援のそれを進めて、通訳とか言語についても、一定のこれまでの通訳人の確保をできるだけまたやっていくというように形

でございます。やつぱりこ、トータルなパッケージのようなものとして、支援策というか支援システム、そういうものをやつぱり検討していく必要があるんじゃないかということをしみじみ感ずるわけです。これは、トータルなやつぱり法整備が必要なんじゃないかと今日、松岡委員からも指摘がありましたけれども、私もそういう感が率直に言っていたと思います。

これについてはまた更にお聞きをしてみたいというふうに思いますが、次の取りあえず課題に移らせていただきたいというふうに思います。今回の法案の中で、私はちよつと一、二点、大変気になる場所がございますので、今日はそこをあと聞かせていただきたいというふうに思うんですが。

一つは、入国というか、この不当な、不法な入国を阻止するというようなことの観点から、運送業者等に対して旅券の確認義務を課するという条項が盛り込まれました。これは一体どういう意義があつて、それからどういう機能を果たすんだろつかということがまず第一点でございます。

それから、こうなりますと一つ心配なのは、例えば難民の申請をしたいというか、庇護を求めて日本に行きたい、そういうケースはきちつとした旅券を必ずしも持つていなかったりする、こういうケースも考えられます。そうすると、この運送業者のところでそういう確認がされて、いやあな、きちつとした旅券、どうもおかしいみたいだからもうこの飛行機には乗せませんよと、日本にはこれで行かれませんよと。そういうことを民間業者のところで制約を課するというのも非常に何か私は違和感を感じますし、それから、そもそもこの民間運送業者のところで正確な旅券の確認のよう

なことが本当にできるんだろうか、それだけの負担を課することができるんだろうか、こういう懸念も感ずるところでございます。

この点について、この意味と、本当に機能するかどうか、それから難民等に対する懸念、これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

今委員御指摘の運送業者等による旅券の確認義務の規定でございますが、これは一つには、密入国議定書の中にこの確認義務の規定を制度で担保すべしという規定がございます。また、そのほかにも実質的な意味をいたしましたが、我が国政府で昨年十二月にテロの未然防止についての行動計画を策定いたしておりますが、要するに不正な形で我が国にテロリストその他の好ましからざる人物が入ってくることを防止するためにも有用であるということがうたわれておりました、こういったことを総合的に考えましてこの新たな規定を設けているわけでございます。

御指摘の、委員御指摘のございました民間の業者に言わば旅券等の確認をお願いするわけでございますが、これも御指摘のとおり、例えば入管の職員のように専門家として旅券等の旅行の証明書等を日ごろから見ておる、またこの鑑識に当たっているというような場合と異なりますので、おのずからその確認の内容、程度は専門家とは異なるものというふうに考えております。

例えば、旅券等に記載されております本人の生年月日とか、それから性別がございまして。あと、身体的特徴なども旅券に記載されているわけでございますが、こういったものと現にその目の前にいる旅行者とを見比べていただいて、明らかに違う、年齢がおかしいとか身体的特徴が全く違うというようなケースであれば多分一般の方でもお気づきになるであろうということでありまして、その程度のことを期待するのかなというふうに思っております。

実は、このような規定につきましては既に世界各国かなりの国で規定を置いておりますし、元々、航空会社等におきましては、その運送約款におきまして正規の旅券などの証明文書、言わば外国に行くことができる証明書を持っていることを航空機に乗せるですとか船に乗せる前提条件としてい

ると、そういう約款がほとんどであるというふう
に認識しておりますので、従来からこういう規定
がなくとも事実上確認はしておるというふうに承
知しているわけでございます。

難民の方について不都合があるのではないかと
いう、こういう御指摘があったわけでございま
す。今御説明したような状況でございまして、こ
れに加えまして、難民の方は時として偽造旅券を
所持して日本に来るケースもございします。そのほ
かの国に行くケースもあるというふうには承知し
ております。もちろん、真正な旅券を持って日本
に来て難民の主張をされる方もかなりいるわけ
でございますが、委員の御懸念は、偽造の旅券を所
持して国籍国から逃れてくるというようなケース
を御想定だろうと思うわけでございしますけれど
も、こういう方につきましては、先ほど申し上げ
ましたように、従来から行われております運送会
社の旅券の確認がこの規定を設けることによつて
格段に異なったものになるというわけではないと
いう認識でございしますし、更に加えて、世界
のほとんどの国におきましては、そもそも、自
民だけではございせんが、自国から海外、外国
に出国する人につきましては正規の旅券その他の
旅行証明書を持っているかどうかというのを確認
しているのが常でございします。そうしますと、そ
の確認作業は当然、入国管理担当の公務員が行う
わけでございしますので、仮に偽造旅券等を所持し
ていけば、そこですらも航空機に搭乗する前
段階で発見される確率の方が高いのかなというふ
うに思っておりますが、それも現状とこの法改正
後では変わるものではないというふうに思ってお
ります。

そういうことを総合的に考えますと、この規定
が新たに設けられたことによつて特段従来と異
なった形になるものではないかというふうにと
考えておるところでございします。

○千葉景子君 時間がなくなってきましたので、
今のお答えでは私は納得できません。

というの、今までと異ならないんだ、で、何

でこういう規定ができるわけですか。異ならない、
異ならないようにするためにある意味では法に規
定を設ける。あるいは、義務化をするわけですよ
ね、これ義務化しているわけですから。でも、い
や中身はこれまでと変わりません、大体よっぽど
明らかな偽造のときぐらいでしようとか、それ
じゃその基準とか、あるいは非常に不明確、恣
意的なあれによって入国というか、が拒まれたり、
あるいは日本への、向こうからですから、出国が
阻まれたり、そういうことになってしまふわけ
ですよ。それじゃ、とてもじゃないけれども、安心
して、基本的なやつぱりこれは一人一人の権利で
すから、それを何か恣意的あるいは明確な手続
等も経ないでやつぱりそこで制約をしようとい
うことには私は非常に懸念を感ずるところでも
ございします。

難民の問題についても、そういう意味ではしか
りです。何か非常にあいまいで、この人は何
かすうつと行っちゃった、ある人はそこでどめ
られちゃった、こういうことが起こらないとも限
らない。ここは改めてちよつと不明確なところを
また指摘をちよつとさせていたきたいというふ
うに思っておりますが、今日は時間になりました
ので指摘にとどめさせていただきます。また次
回に譲らせていただきます。思います。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津敏子でございま
す。

二〇〇〇年に人身取引防止議定書が国連で採択
されました、我が国も二〇〇二年にこれに署名い
たしました。しかし、日本には八〇年代、九〇年
代からタイ、フィリピン、中国、メキシコ、コ
ンビアなど、数多くの国々から女性商品として
送り込まれる人身取引が行われ、それが依然続
いている現状にあると言われております。被害女性
の支援団体の調査によれば、これらの女性には通
常、平均五百万円にも上る架空の借金が課せられ
て、監禁され、売春を強要されてきたということ
でございします。

この現状に日本はこれまでどのように対処して

きたのかというと、被害者である女性たちは、不
法入国、オーバーステイなどにより、入管法違反、
そして不申請による外国人登録法違反、さらに売
春防止法違反などにより逮捕され、有罪判決を受
け、退去強制などをされると、こういう扱いを受
けてきたわけでございします。被害者である女性た
ちが処罰の対象とされ、本来加害者である人身売
買のブローカーなどは、これまではこれを直接に
取り締まる取締法はなく、刑法の営利誘拐、略取
誘拐、外国移送目的略取罪などのほか、不法就労
助長などの出入国管理法違反、有害職業紹介を禁
じた職安法違反、労働基準法、売春防止法違反な
どで対応してまいりました。

私も公明党といたしましては、こうした現状
を従来から深刻に受け止めて、その対応策の
検討に取り組んできたところでございします。昨年
秋、まず党の女性委員会として被害女性支援団体
の方々から人身売買の現状や救済状況、課題、要
望等を伺いました。また、昨年十月の参議院代表
質問で、私が人身取引の被害者が不法滞在者とし
て処罰されている現状を指摘いたしまして、「処
罰されるべきは人身売買のブローカーなどであ
り、女性たちは被害者として救済され、保護され
るべき対象ははず」と、総理に被害者保護、救済
の強化を迫りました。

また、同年十月に、公明党内に人身取引による
被害者保護対策プロジェクトチームを立ち上げま
した。そして、そのプロジェクトチームで被害者
保護に取り組んでいるNPO法人等関係者から状
況や意見を聞きまして、また内閣官房、外務省、
法務省、厚生労働省、警察庁など関係省庁から人
身取引の国内の検挙状況や法的対応、被害者保護
の状況を聞くなど、精力的に活動してまいりまし
た。それらを踏まえ、昨年十一月、南野法務大臣
に対しまして、一、人身売買罪の創設、二、被害
者救済、保護のための実効性ある行動計画の早期
策定、三、被害者の仮放免や在留特別許可制度の
弾力的な運営、四、出入国管理法の在留資格、興
行の見直しなどを要望いたしました。昨年十二月

七日、政府は人身取引の撲滅を目指す国連議定書
の批准を目指して、国内法の整備や被害者保護を
推進するために、人身取引対策行動計画を策定し、
対策強化に乗り出しました。

こうした中、公明党のPTといたしましては、
十二月半ばに与党人身取引被害者保護対策プロ
ジェクトチームを立ち上げまして、与党一体と
なつてこの問題に取り組むこととなりました。そ
して、十二月十七日、与党のプロジェクトチーム
として、財務省に対し、人身取引対策行動計画を
実効性あるものにするために来年度で予算化する
ことが不可欠との申し入れを行いました。

その申し入れの結果、通常、昨年八月の各省概算
要求中に盛り込まれていない項目が予算化される
ということはほとんど通常はないわけですが、
も、当時の来年度予算に、一、民間シェルターへ
の一時保護委託費一千万、これゼロだったものが
一千万盛り込まれたわけでございします。二つ目と
して、加害者情報などのデータベース化の経費六
千六百万円が緊急に盛り込まれました。これでは
とても足りないのは十分承知しておりますけれど
も、ともかく予算案に項目として入ったことは来
年度以降に向けて大きな意味があると考えており
ます。来年度予算においてはより十分な予算確保
に努力したいと思っております。

また、さらに、与党プロジェクトチームとして
昨年の十二月二十二日、細田官房長官に対して、
各省庁にまたがる政府の人身取引対策を強力に推
進するため、官房長官自身が担当大臣に就任する
必要がある旨を申し入れいたしました。官房長官は、
人権的にも外交的にも大変重要と、担当大臣をや
らせていただく方向で考えたいと明言をされ、各
省庁にまたがる強力な体制が整えられることにな
りました。

少し長々とお話しさせていただきましたが、こ
うした経過を経て今回刑法に人身売買罪を新設し
た意義は大きいと思っておりますが、まず大臣に
お伺いいたします。

人身取引防止の観点から人身売買罪新設の意義

をどのようにとらえておられるか、また、これまでも人身取引の被害者が受けた被害は、今更練り返すまでもありませんけれども、同じ女性の一人として人身取引の被害者が受ける心の痛みについての感じにおられるのか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生御指摘のとおり、人身取引につきましては、本当に長いプロセスを経ながら今やどこまで来て法律を出していく、人身売買はこれは罪ですよというところをやつたとどりの着いたのかなというふうにも思っております。人身取引につきましては、女性や児童がその弱い立場ゆえに被害者となるということ、先ほども申し上げましたが、そのような観点から、被害者の人格や尊厳を侵害し、その心と体の両面に大きな影響力を及ぼすものであるということに關しましては、女性の一人としても本当に遺憾に思っております。許してはいけな

い犯罪であるというふうにも思っております。この法律案におきましては、我が国の刑法の基本法である刑法に人身売買罪を新設することは、人身売買が重大かつ深刻な人権侵害である、そして、先ほども申しましたが、犯罪行為であるということ、そして国民の規範意識を高めていくと、そして人身取引の抑止と撲滅に資する大きな意義があるというふうにも考えております。○浜四津敏子君 次に、政務官にお伺いいたします。

我が国の人身取引に関するアメリカ国務省の報告書では、日本の人身売買について組織犯罪集団の関与の指摘がなされており、また対策が不十分であるとして途上国並みの監視対象国に位置付けられ、G8ではロシアと並ぶ最低のレベルとされており、ILOも昨年、日本の対応の不十分さを指摘するなど、この問題に対する我が国への国際的な批判は大変厳しいものがあるわけでございます。

今回の改正案は遅過ぎる嫌いもありますけれども、こうしたこれまでの厳しい国際的な批判に十

分こたえるものとなっているのかどうか、政務官にお伺いいたします。

○大臣政務官(富田茂之君) これまで我が国の人身取引に対する取組に関して、今先生御指摘のよう、国際的に幾つかの御指摘がなされてきたことはもうそのとおりでございます。ただ、その中には、人身取引防止に対する我が国の取組に対して十分な理解が得られていないと思われるものもございます。午前中の荒井委員の質問に對しまして刑事局長の方で御答弁させていただきましかれども、誤解に基づく指摘も数多くあるのではないかなというふうにも思っております。我が国としては、諸外国と協力しつつ人身取引の防止等のための施策を充実し、国際的にもより一層の理解を得るべく取り組んできたものと考えております。

今回の法律案に盛り込まれました人身売買罪の新設等の人身取引に係る行為の処罰に関する法整備は、人身取引議定書を担保し、国際的な人身取引の防止、撲滅に十分に資する内容となっており、これまで御批判のありました法定刑の点も含めまして、諸外国の罰則と比較して遜色のないものとなっているというふうにも考えております。さらに、人身取引の被害者につきましては、人身取引等により売春等に從事したことを理由としては退去強制等の対象とせず、また在留特別許可の対象者として明示するなど、人身取引の被害者の保護の観点からも十分な措置を講じているものと考えております。

○浜四津敏子君 それでは次に、法務省にお伺いいたします。

人身取引事犯につきましては、これまで刑法や特別法を適用して対処してきたと理解しておりますが、適用された罰則及びその事例はどのようなものだったんでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(大林宏君) 人身取引に関連する事犯に対して適用される現行の罰則といたしましては、職業安定法には、暴行、脅迫など自由を拘束する手段による職業紹介、有害な業務に就かせる

目的による職業紹介などを処罰する規定がございます。労働基準法には、強制労働の罪、前借金によつて賃金を相殺することを処罰する規定がございます。売春防止法には、売春をあっせんする行為を処罰する規定、管理売春の罪がございます。出入国管理及び難民認定法には、不法入国者などを働かせた者を処罰する不法就労助長罪がございます。児童福祉法には、児童に淫行など有害な行為をするおそれのある者に対して児童を引き渡す行為や、有害な行為をさせる目的で支配下に置く行為を処罰する規定がございます。また、いわゆる児童買春、児童ポルノ禁止法には、児童を買春等の目的で売買することを処罰する規定がございます。

このうち、多く適用されておりますのは、職業安定法、売春防止法、出入国管理及び難民認定法の罪でございます。

具体的事例につきましては、外国のブローカーから女性を買収した上、パスポートを取り上げたり、理由のない高額な借金を課し、さらには居住場所や外出を制限するなどして売春等に從事させるといった行為があることが判明しております。

○浜四津敏子君 先ほど述べましたように、我が党としてはかねてより人身取引防止及び被害者救済、保護推進についての取組を進めまして、法務大臣に対して、昨年、六回の申入れを行いました。そのうち、法務省に直接関係するのは次の四点でございます。すなわち、一、早期に刑法を改正し、人身取引罪を創設すること、二、被害者救済、保護のための実効性ある行動計画を法務省、警察庁など関係省庁が連携して早期に策定すること、三、被害者に必要と認める場合、仮放免や在留特別許可制度を弾力的に運用し、我が国において保護及び支援策を講じること、四、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の在留資格、興行につき同法第七條第一項第二号の基準を定める省令で定める条件のうち、「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格

を有すること。」については、その運用に問題が多いとの指摘が多くなされてるところから、これを削除すること、こういう申入れをさせていただきます。

今回の改正に当たりまして、今申し上げました四点につきましてどのように反映されているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(大林宏君) まず、刑事局の所管する分についてお答えいたしますと、人身取引議定書が規定する人身取引について人身売買の罪を新設するほか、臓器摘出目的を含む生命若しくは身体に対する加害の目的で行う人の略取誘拐等や被略取者引渡し、輸送、藏匿等の行為について処罰規定を整備することとし、さらに、国外移送目的略取等の罪の構成要件を日本国外移送から所在国外移送に拡大するなどしており、これにより人身取引に関連する一連の行為を処罰することが可能になったというふうにも考えております。

○政府参考人(三浦正晴君) 続きまして、入国管理局の所管事項に関するものについて御説明申し上げます。

まず、被害者の救済、保護のための実効性ある行動計画を策定すべしという点についてでございますが、これにつきましては、御要請のとおり、昨年の十二月七日に、政府におきまして人身取引対策行動計画が策定されております。目下、その行動計画に沿って関係省庁が緊密に連携して総合的な対策を推進しているところでございます。

次に、二点目でございますが、被害者に対して仮放免や在留特別許可制度を弾力的に運用すべきという点でございます。

現在でも、本人の希望を聞きまして、早期帰国を希望される被害者にはこの実現のために配慮しておりますし、帰国した場合には生命等の危険があるということなどを理由として日本に引き続き滞在したいという被害者の方に対しては在留特別許可などを弾力的に運用することとしております。

また、これはあくまで運用上の配慮でございます。しかし、今回御審議いただいております法改正が実現いたしますと、人身取引等の被害者に対して法務大臣が在留特別許可を与えることができるということが明確に明文で規定されることになるわけでございますので、今後、これらの事案に對してより積極的に在留特別許可の制度を活用することができるといふふうに思っております。

それから最後に、三点目といたしまして、興行の在留資格に關します出入国管理及び難民認定法第七條第一項二號に基づく基準を定める省令の改正の件でございます。

これは、「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有する」という要件に当たりますと、そののみをもってエンターテイナーとして日本に上陸できるといふ形になっておたつたわけでございますが、これがかなり悪用されておまして、本来のエンターテイナーでないような人にまで相当多数発行されていたという実情が分かりましたので、省令の改正を実施しております。本年三月十五日に施行になつておる状況でございます。

以上でございます。

○浜四津敏子君 それでは、法案について伺ひたいします。

今回新設する人身売買罪等の法定刑は諸外国に比べて遜色がないものになつてゐるんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(大林宏君) 今回の人身売買罪等は、法定刑の点も含め、諸外国の罰則と比較して遜色のないものではないかというふうに考えております。

例えば、新設する人身売買罪につきましては、その法定刑を、所在国外移送目的売買罪については二年以上の有期懲役、営利目的等買受け罪と売渡し罪については一年以上十年以下の懲役、未成年者買受け罪については三年以上七年以下の懲役とするなどしております。

例えば、米国におきましては、売春等に従事さ

せる意図、目的で人を輸送する罪等として十年以下の自由刑という規定がございますし、また英国におきましては、利益のため売春をさせる行為をする意図を有するなどして人の英国内への到着を手配等する罪として十四年以下の自由刑等に処するなどの規定がありますし、またフランスにおきましては、報酬等と引換えに売春をさせる等の目的で人を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿し、又は收受する罪として七年以下の自由刑等に処するなどの規定が設けられております。

もとより、各国の刑事法制により構成要件の設け方自体がまちまちでございますので、単純な比較は困難でございますが、今申し上げたとおり、少なくとも我が国の法定刑が他国に比べて低いという状況にはなく、人身取引の適正な処罰を図るには十分なものであると考えております。

○浜四津敏子君 この法律案は、略取誘拐の罪に類似した形で人身売買罪を新設すると、そういう内容となつてゐるようでございますが、略取誘拐の罪や今回新設する人身売買の罪が成立するためには、被害者を逮捕監禁するなどその自由を完全に拘束することが必要とされるのかどうか、伺ひたいします。

○政府参考人(大林宏君) 現行の刑法の略取誘拐の罪は、人を暴行、脅迫又は欺罔、誘惑により支配下に置くことによつて成立する罪でございます。

ここで言う支配とは、物理的、心理的影響を及ぼし、その意思を左右できる状態の下に対象者を置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせることをいふものと解されております。

個々の具体的事案について支配の有無について申し上げることは困難でございますけれども、一般論として申し上げますと、自由の拘束の程度やその時間の長短にとどまらず、場所の移動の有無やその程度、被拐取者の年齢、犯行の場所の状況、犯行の手段、方法等、あらゆる要素を総合考慮して認定されるものと考えられ、必ずしも被害者の自由を完全に拘束することまでは必要ないものと

考えております。

○浜四津敏子君 それでは、例えば被害者といひますか、対象者のパスポートを取り上げた場合も被害者に対する支配があつたと認められることになるんでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) お尋ねの事案につきまして、外国人女性を売春スナックで稼働させるに際し、当該女性のパスポートを取り上げた場合でも、言葉も地理も分からない地に連れてこられた外国人女性の立場からすれば、そののみをしるてもパスポートを取り上げた者の影響下からの離脱は相当程度困難になると思われまふ。

さらに、指定した住居に住まわせたり、買物等の外出以外の遠方への外出は禁止する、あるいはスナック等に出動して売春をしないと罰金等の名目で報酬を与えない、さらには高額な借金を負わせる、また逃げ出せば本人又はその親族に危害を及ぼす旨、明示的又は黙示的に告知するなどの各行為が考えられ、こういうものと相まって、支配行為を認定することが重要な要素、先ほどおつしやられたパスポートの問題ですけれども、そういうものになるというふうに考えております。

○浜四津敏子君 時に売春させている者が、この外国人女性を売春をすることについて承知しているんだと、同意しているんだから人身取引とは言えないんだというふうに関き直るケースも多いと聞いております。成人の女性が家族を貧困から救うために、親からの働き掛けなしに自発的に自ら売春を希望して売られたような場合など、人身売買について被害者の同意がある場合のようにも見えますけれども、このような場合は改正法においてどのように評価されるんでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 御指摘のような事例において、表面上被害者が自ら売春をして金銭を稼ぐことに同意していたといひましても、本来は、不特定多数の相手方と性交等を行うことを希望しているのではなく、家族を貧困から救うため金銭を稼ぐには売春によるほかはないとやむなく

売春に及ぶに至つたと見るべきであらうというふうには思われます。このような場合には、被害者の同意は自由かつ真摯な意思に基づくものとは認め難く、当然に犯罪の成立が否定されるものではないと、このように考えております。

○浜四津敏子君 刑法改正案二百二十六條の三について伺ひたいします。

国外移送の罪については、広く人が現に所在する国からその国の外に移送する行為を処罰の対象としておりますけれども、移送行為を処罰の対象にしようという考え方に基つくとしても、なぜ改正刑法草案のように居住国外とせず、所在国外と規定したのか、その理由をお伺ひたいします。

○政府参考人(大林宏君) 御指摘の改正刑法草案が議論された時代と現在とを比較いたしますと、日本国民の出国者数が飛躍的に増加したのに伴ひ、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う事案も大きく増加しております。平成十五年の刑法改正により、国民が被害者となつた場合の国外犯処罰を規定した刑法三條の二が新設されるに至つたのも、このような情勢の推移について国会ひいては国民の理解を前提とするものと考えられるところでございます。

このような情勢を背景として、海外旅行中の日本人が他人の支配下に置かれ第三国に移送されるといった事案の発生がより容易に想定されるようになっており、これに適正に対処すべきことは論をまたないものだと考えております。

また、人身取引事案においても、居住国からの移送の場合しか処罰できないといひましますと、被害者の保護に欠ける結果となることが予想されます。これらにかんがみましますと、居住国でなくとも、人がある国にとどまる自由や現に所在しているという事実状態を保護する必要性は格段に高まつており、所在国外移送等の行為を処罰することとする必要性は十分に認められると考えております。

○浜四津敏子君 今回、法整備の対象とする罪につきましては、いずれも刑法三條の国民の国外犯及び刑法三條の二、国民以外の者の国外犯の対象

とされております。したがって、日本国民が日本国外で犯罪を犯した場合及び日本国民が日本国外で犯罪の被害を受けた場合に適用されることとなります。日本からの移送に限らず、所在国外への移送を処罰の対象にしようとするのであれば、日本国外において日本国民以外の者が日本国民以外の者を売買した場合も広く処罰の対象とすることも考えられると思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 委員御指摘のとおり、今回の法律案で改正の対象となる犯罪につきましても、いずれも条約が要請する国外犯処罰の範囲や人身の自由を侵害する犯罪に関する従前の取扱い等を考慮し、刑法二条及び刑法三二条の二により、国民の国外犯及び国民を被害者とする場合の国外犯を処罰の対象とすることとしているところでございます。

これに対し、所在国外移送罪につき、すべての者の国外犯を処罰するというにいたしますと、外国人が外国人を外国から外国へと移送した場合にも処罰の対象となることになりますけれども、人身取引議定書はそこまでの要求はございません。また、このような行為につきましては、犯罪地又は行為者、被害者の国籍国における処罰にゆだねることが相当であると考えられる場合が多いと考えられます。

また、国外移送後の行き先が日本であるときには、その共同正犯者の犯罪地が日本国内にあることが少なくないと思われ、そのような場合には外国人の共犯者も国内犯として処罰が可能であること、また人身買受けの罪は、日本国外で買受人が被害者の身柄を受け取った時点で成立するので、外国の渡来し人を含め、同罪の国内犯の処罰が可能であること、さらに、日本に入国後の引渡し、収受、輸送等の行為についても処罰が可能であることなどにかんがみ、実質的にはかなりの部分を処罰できるというふうに考えられておりますので、所在国外移送罪についてすべての者の国外犯を処罰することまでの必要はないと、この

ように考えたものでございます。

○浜四津敏子君 ところで、今回の改正案では、刑法二百二十条、逮捕監禁罪の法定刑を現行の三月以上五年以下の懲役から三月以上七年以下の懲役に引き上げ、刑法二百二十四条、未成年者略取誘拐罪についても同様の法定刑引き上げとなっておりますが、その理由について御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(大林宏君) まず、逮捕監禁罪でございますが、その認知件数は近年増加を続けておりまして、平成七年の三百五十七件から平成十六年には約一・八倍の六百三十九件にまで増加しております。また、近年、長時間にわたる監禁事案など、現行の逮捕監禁罪では適正な処罰が困難な重大事案が見られ、人身の自由を侵害する行為への非難も高まり、逮捕監禁罪の法定刑が国民の規範意識に合致しているのかという御指摘もあります。このような近時の犯罪情勢や国民の規範意識の動向を踏まえ、法定刑の上限を懲役七年に引き上げたものでございます。

次に、未成年者略取誘拐罪でございますが、略取誘拐罪の認知件数につきましても、平成七年の二百四十件から平成十六年には約一・三倍の三百二十件となるなど、増加傾向が明らかであります。そのうち、被害者が十三歳未満である事案が全体の四ないし五割を占めております。被害者が二十歳未満の事案まで含めると全体の七ないし八割に及ぶなど、未成年者が被害者とされる傾向が極めて顕著でございます。

また、近時、低年齢児を対象とする連れ去り、連れ回しと呼ばれる事件が頻発しております。こうした未成年者の略取誘拐事案については、営利やわいせつの目的が認められない場合、例えば、ただか弱いので一緒にいたかったなどという場合であっても、重大かつ悲惨な結果に結び付く危険性も大きく、また保護者等に与える心理的影響も計り知れないところでございます。

したがって、このような未成年者略取誘拐行為

自体の重大性等を適正に反映したものとすると、未成年者略取誘拐罪の法定刑を三月以上五年以下の懲役から三月以上七年以下の懲役に引き上げることとしたものでございます。

○浜四津敏子君 もう既に一昨年のことになると記憶しておりますが、私も公明党、自民党と、与党の女性と刑法プロジェクトチームというPTを立ち上げてまして、そこで様々検討を進めました。それによりまして、刑法に例えば集団強姦罪等を創設し、また性犯罪の法定刑を引き上げるという刑法改正につながりました。それに見られますように、女性や子供といった社会的に弱い立場にある者の人格をじゅうりんする犯罪に対しては厳しく対応すべきであると従来から考えてまいりました。

今回、逮捕監禁罪や未成年者略取誘拐罪の法定刑の上限を引き上げることとなりまして、こうした方向は歓迎すべきものと考えておりますけれども、上限の懲役七年というのはまだ軽いような気がいたしますが、これを更に重くすべきではないかという意見もあるかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) まず、逮捕監禁罪についてはでございますが、身体に対する罪という点では、例えば暴行罪の法定刑が二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料とされております。遺棄罪の法定刑が一年以上五年以下の懲役とされていること等と比較しても、逮捕監禁罪の三月以上七年以下の懲役という法定刑は相当程度重いものではないかと考えております。

なお、長期間にわたる監禁事案等の悪質事案におきましては、被害者に死傷等の重大な結果を生じさせることが特に多いというふうに考えられますが、このような場合には逮捕監禁致死傷罪が成立し、致傷の場合であれば三月以上十五年以下の懲役、致死の場合であれば三年以上の長期懲役、上限は二十年となりますけれども、そういうことを処せられることとなります。

次に、未成年者略取誘拐罪についてでございますが、懲役七年という法定刑の上限は現行の懲役五年よりも一段高くするものでございますが、例えば、不幸にして被害者が死傷に至った場合には、仮に殺意が認められなくても傷害罪又は傷害致死罪との併合罪として、それぞれ三月以上二十二年以下、又は三年以上二十七年以下の範囲で処罰が可能となります。

また、法定刑につきましては刑法等の法体系全体における他の罰則との整合性も考慮する必要がありますが、悪質な未成年者略取誘拐の典型例と考へられます営利、わいせつ目的による場合には法定刑が一年以上十年以下とされていること、それから、対象を未成年者に限定しない一方で、より違法性の高い行為を処罰対象とする逮捕監禁罪の法定刑についても今回その上限を懲役五年から懲役七年に引き上げることとしていることなどとの均衡を考慮いたしますと、今回の引上げは必ずしも低きに失するものではないと、このように考えております。

○浜四津敏子君 昨年、法務大臣にも申入れをさせていただきましてけれども、人身取引対策に当たりましては被害者の保護を欠かすことはできないところでございます。

人身取引の被害者は、慣れない異国の地で心の傷もいやされないうまま、加害者からの報復などにおびえていると思ひます。そうした被害者に対しては、刑事手続においてどのような配慮をしているのか、また今後どのように配慮していくつもりか、お伺いいたします。

○政府参考人(大林宏君) 人身取引の被害者につきましては、その被害状況を裁判において証言しなければならぬようなことも考えられます。このような場合に、法廷において証人にその不安、緊張を和らげるような関係者を付き添わせること、あるいは、証人と被告人や傍聴人の間について等差を設けて互いに見えないようにする遮へい措置、さらには、証人を別室に在席させて、これを法廷の裁判官、検察官、弁護人がビデオでモニ

ターしながら行うビデオリンク方式による証人尋問など、被害者の立場や心情に配慮した手続が実現されるための諸方策が定められ、活用可能とされているところでございます。

今回新設するわいせつ又は結婚目的の人身売買罪等の被害者についても、類型的に性的被害を伴うことが予想され、公開の法廷で尋問を受ける場合にいわゆる二次的被害と言われるような心理的、精神的負担を受けることが少なくないと考えられるため、刑事訴訟法の改正によりビデオリンク方式による証人尋問の対象者とするとしております。

このほか、検察庁では被害者通知制度による情報の提供、被害者支援員等による被害者の支援も行っており、今後、人身取引の被害者についてもこのような配慮によりその保護や二次的被害の防止、軽減等の実現に努めるものと承知しております。

○浜四津敏子君 被害者への配慮につきまして、もう一点お伺いさせていただきます。

人身取引の被害者が、この被害に伴って、入管法違反等の犯罪を犯していることが間々あります。こうした被害者の犯罪について、その刑事処分当たっては人身取引の被害者であることを十分考慮して行うべきであると考えますけれども、検察当局における取扱いについてお伺いいたします。

○政府参考人(大林宏君) 人身取引の被害者が例えば不法入国の罪や売春防止法上の罪に当たる行為を行ったと認められる場合には、人身取引の被害者であるからといって法律上直ちに犯罪の成立が否定されるものではございません。

しかしながら、人身取引の被害者が人身取引の一環として先ほど申し上げたような犯罪を犯すに至ったと認められる場合には、検察官において起訴、不起訴の判断において、人身取引の被害者であるとの地位などの諸情状を総合的に考慮し、適切に対処しているものと承知しております。

また、検察当局においては、各種の会同や通達

を通じて、被害者に対する配慮を行うことが指示されているものと承知しております。

○浜四津敏子君 次に、入管法の一部改正関係について伺います。

人身取引議定書や入管法などにおいて人身取引の定義がなされておりますが、個別具体的な事案が果たして人身取引に該当するの否かという判断についてはなかなか難しい面があると思われまします。入国管理局職員の方々は誤りなく明確にその判断ができるのか、どのようにして判断されるのかをお伺いいたします。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

警察等の捜査機関でございますとか、NGOの団体、また出身国の在日公館などを通じて、被害者の可能性があるという方の存在を入管で認知いたしました場合には、これらの関係機関が収集しました情報の提供を得るほかに、入管当局独自に本人や関係者から事情を聴取するなどいたしまして、判明した事実を総合的に考慮して人身取引の該当性の判断を行うことになるわけでございます。

また、被害者の可能性のある方が直接入管、入国管理局に保護を求めたというような場合でございますとか、入国管理局による摘発の際に認知されたような場合につきましても、当局の調査結果はもちろんのことでございますが、関係機関に対しても情報提供を行いまして、場合によっては、例えば被害者の出身国の在日大使館の職員に対して本人と直接面談して事情を聴取するようお願いするなどいたしまして、それらの結果も踏まえまして該当性の判断を行うことになると思われまします。

○浜四津敏子君 従前の制度で被害女性に在留特別許可を与えられた事例としてはどのようなものがあるんでしょうか。幾つか具体例を挙げて説明していただきたいと思います。

○政府参考人(三浦正晴君) 具体例を二つほどちよつと御紹介したいと思います。一つは、中

南米人の女性でございますが、本国におきまして同じ国籍の女性から日本でストリップバーとしての稼働をしないかということで勧誘されまして、偽造旅券を渡されまして、これを使って来日したわけでございますが、来日後、渡航費用であるというふうなことを言われまして、それから各地のストリップ劇場を転々として稼働させられました上で、その出演の終了後に強制的に客と売春などの性的行為をさせられた。その挙げ句、給料の大半を借金返済であるというふうなことで取り上げられていたと、こういう事例でございます。

入管局におきましては、この被害者の方、この女性を人身取引の被害者と認めまして在留特別許可をいたしましたけれども、その後、本人は帰国を希望いたしましたので、本国に向けて出国をしております。

二つ目の例でございますが、東南アジア人の女性でございます。やはり同国人のプロローカーから渡されました偽造旅券を使って来日したわけでございますが、各地のスナックにおきまして売春をさせられまして、月二十万円の報酬のうち五万円のみを本人が受け取る、残金はプロローカーが搾取していたという事例がございました。

この被害者の女性は警察に保護されまして、NGOの関係者とともに入管局に出頭してまいりましたので、入管局といたしましては、本人を人身取引被害者と認め、在留特別許可をいたしました。その後、本人が帰国を希望して、本国に向け出国しております。

ほかにも数例ございますけれども、いずれの事例につきましても、本国において日本での稼働を勧誘されて来日したというケースでございますが、その後、渡航費用であるというふうな理由を付けられまして多額の借金名目のお金を負わされ、売春などをさせられた上でプロローカーなどに金銭等を搾取されたというものでございます。

当局といたしましては、NGOでございますと在日の各国大使館その他の関係機関と連携いた

しまして、被害者と認められる方に対しましては在留特別許可を積極的に付与するなど適切に措置するよう努めているところでございます。

○浜四津敏子君 今具体例を挙げられましたように、現行法上も、入管法五十条第一項第三号の「その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき」との条項によりましてそうした留特別許可を付与する、今回の改正により人身取引等の被害者に在留特別許可を与えることができる旨の規定を設けることになりましたが、これを設けることによって一体現行法と何がどう変わってくるんでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(三浦正晴君) 人身取引等の被害者が保護の対象であるということを法律上明記したということに一つは意味があるかと思っております。

同じく大臣、法務大臣の裁量権限の行使ということにはなるわけでございますが、その対象として特定のパターンの人を明文で書くということによりまして、原則、よほどの例外がなければ在留特別許可が与えられるという、こういう解釈に当然なると思われまします。また、被害者の方にとつてみましても、そういう規定ができることによりまして自分が保護の対象となっているということが認識できるわけでありまして、入国管理局等に被害の申告がしやすくなると、こういった効果があるものと考えております。

○浜四津敏子君 在留特別許可を与えることが原則となるという御説明でしたが、入管法五十条第一項においては「在留を特別に許可することができる。」とされているわけございまして、人身取引の被害者のすべてが在留特別許可を与えられるとは限らないということになります。

与えられない方が例外的だという今の御説明ですけれども、それでは、例外的に在留特別許可が認められないというのはどのような場合なんですか、そうした場合に被害者の保護に欠けることにはならないでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

なかなか、例外のケースを想定するのはちょっと難しいくらいに例外だと思っておりますが、例えば、極めて重大な犯罪を犯しておりますが、これが人身取引とは全く無関係な形で重大犯罪を犯していたようなケースが一つは想定されるのかなというふうに思います。

それから、入管法の二十四条の退去強制事由の中に、例えば我が国の憲法制度や我が国政府を破壊するといったような人物である場合には、これは退去強制の対象になるというふうになっておりますが、こういった人物が仮に人身取引被害者であるというふうなことを想定いたしますと、こういうケースでは在留特別許可を与えることがないというふうなことになるのかと思われませんが、ただ、現実には、そのようなケースはほとんどないのではなからうかと思っております。

○浜四津敏子君 今回の入管法改正におきましては、人身取引等の結果として売春をさせられるなどしていた場合について退去強制事由や上陸拒否事由から除外することとされておりますが、今回の改正法の施行前に被害に遭って売春に従事している者については改正法施行後は保護されるのかどうか、お伺いいたします。

○政府参考人(三浦正晴君) この点につきまして、改正法の施行前に例えば強制的に売春に従事していた方であって改正法の施行時点ではそういう状況がなかったというふうなケースもあり得るわけですが、こういう方につきましては、当然、かつて売春に、人身取引の被害者の状態で売春に従事させられていたということになるわけですので、新法の適用があるというふうに考えております。

○浜四津敏子君 昨年十一月の公明党としての大臣に対する申入れにおいても指摘させていただきましたが、大臣にお尋ねいたしますが、人身取引対策を実効性のあるものにするためには、被害者の保護、支援を行っているNGOや民間団体との

連携に努めることが必要と考えられますけれども、法務大臣、いかが考えられますか。

○国務大臣(南野知恵子君) 委員御指摘のとおり、実効性のある人身取引対策のためには、NGOなどと連携が不可欠のものと考えております。法務省におきましては、人身取引事業につきま

してNGOなどと緊密に連絡を取りながら、例えば、NGOからの通報を受けた被害者が不法滞在となっており、帰国を希望するときに、在留特別許可を与えるとともに、NGOの運営するシェルターに保護を求めたり、また協力して帰国支援に当たったりするなどの取扱いを行っております。また、本年一月から、すべての地方入国管理局及び支局に人身取引対策事務局を置きまして、この事務局がNGOや民間団体との連絡の窓口として積極的に対応することとなっております。

今後とも、こうした事案に関しては、各方面の方々と積極的かつ緊密に連絡を強めてまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 人身取引の被害者はほとんど女性でございますけれども、そのような被害に遭ったという申出があった場合に、特に女性であるということに配慮した対応が必要であると考えておりますが、被害女性と直接接する入国管理局の職員の方々においてはどのような配慮を行っておられるのでしょうか、また、これから行おうとしておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(三浦正晴君) 委員御指摘のような、女性の方で被害者の可能性があると思われる方につきましては、可能な限り入管の女性職員に事情聴取を行わせるように現在もしておりますし、また、これからの措置は引き続き行っていくというふうに思います。

また言語などで問題がある方につきましては、母国語の通訳を付けるということなども配慮しておるところでございます。

○浜四津敏子君 また大臣にお伺いいたします。人身取引の撲滅のためには社会全体がこの問題

に関心を持つことも大変重要なことだと考えておりますが、法務省として、これまでどのような取組をし、また今後どのようにして取り組んでいかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) 委員御指摘のとおり、この問題には社会全体として積極的な取組が不可欠であるというふうに思っております。そのため、法務省におきましては、関係省庁とも緊密に連携をしながら、人身取引撲滅につきまして社会的な啓発を図るよう積極的な広報活動も行っていきたく思っております。

具体的に法務省における取組につきまして申し上げますと、入国管理局において、昨年六月、人身取引撲滅に関するリーフレットを六万枚作成して各方面に配布いたしました。基本的には日本人の啓発を目的としたものでありましたが、日本人に、人身取引の被害者となった外国の方の問題を理解し、入国管理局に申し出るなど適切な対応ができますように、それを英語、スペイン語、タイ語及びタガログ語などに翻訳し、各地方入国管理局の窓口などで多くの人が手にすることができるようになることができました。また、入国管理局のホームページにも同様の内容を掲載し、広く啓発に努めております。

今後とも、様々な機会をとらえまして積極的な広報活動を行ってまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 法務省にお伺いいたしますが、今回の入管法改正と密入国議定書の関係はどのようなものになるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。密入国議定書は、外国人を密入国させることを防止しまして、これに対処するために国際的な法的枠組みを構築することを目的としております。

具体的には、外国人を密入国させることや外国人を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書の製造をすることなどを犯罪とするため必要な立法その他の措置をとること。二つ目としたしまして、外国人を密入国させる犯罪を防止

するため、運送業者がすべての乗客が受入れ国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めること。三つ目としたしまして、自国の法律上及び行政上の制度に従い密入国に関する情報を各国間で交換することなどが規定されているわけでございます。

今回の入管法の改正につきましては、この密入国議定書の規定に沿いまして、他人の不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正受交付等に関する罰則の規定の新設、また新設する罰則に關する退去強制事由を設けることとすとか、運送業者の旅券等の確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定の新設並びに外国入国管理当局に対する情報提供規定の新設などを行うこととするものでございます。

○浜四津敏子君 ただいまの御説明では、密入国議定書の担保等のため、旅券等の不正受交付罪等を新設するというところでございますが、それでは具体的にどのような行為が処罰できるようになるのでしょうか、御説明ください。

○政府参考人(三浦正晴君) ただいま御審議いただいております法案の、改正後の入管法の七十四条の六の二第一項の第一号という規定になるわけでございますけれども、これによりまして、例えば海外におります外国人で本邦に不法入国しようとしている者がおりました、これに提供する目的で別の外国人が我が国の入管から再入国許可書の不正交付を受ける行為などがこの処罰の対象になるものでございます。

それから同じく同項の第二号の規定によりまして、例えば海外にいる密入国ブローカーに渡す目的で我が国におります日本人が別の日本人らによつて国内の偽造工場で作成された大量の偽造外国旅券を受受又は所持して、外国、海外にいる密入国ブローカーに提供する行為などが処罰されることになるわけでございます。

それから三点目としたしまして、同じく同項の第三号の規定によりまして、国内におります不法滞在状態にある外国人が自ら不法出国して、再度

不法入国するというような目的で我が国の入管から再入国許可書の不正交付を受ける行為などが処罰できることとなります。

それから第四号の規定がきますと、外国人が我が国に不法入国する目的で海外におきましてプロカーから偽造旅券を受受し、また所持する行為及びその未遂行為などが処罰できるようにするわけでございます。

○浜四津敏子君 次に、厚生労働省にお伺いいたします。

人身取引対策として、密入国の防止などの水際対策、加害者を処罰するための刑法改正、取締りの強化と併せて、被害女性の保護、救済、更生に国が責任を持って取り組むことが求められております。昨年十二月に策定された政府の人身取引対策行動計画を実効性あるものにするためには予算措置が不可欠と考えまして、私どもは予算化の申入れを行いました。その結果、人身取引被害者やブローカーなどに関する情報のデータベース化として六千六百万円、及び各都道府県の婦人相談所を活用した人身取引被害者の一時保護委託費として一千万円が本年度予算に盛り込まれたところでございます。当初予定されていなかった予算が計上され予算化されたという点では、金額は十分でないことは承知の上で、ともかく予算項目を立てるということで、人身取引被害者の保護、救済の第一歩がスタートしたものと考えております。

しかし、特に都市部の婦人相談所はDV被害者の保護等のために既に手一杯の状態でありまして、通訳やカウンセリング、時に複数被害者の保護を必要とする人身取引被害者に対し迅速な対応をすることは困難な状態ではないかと思われまします。婦人相談所の職員への研修や通訳、カウンセリングなどの人的拡充を始め、地方の婦人相談所との連携など、人身取引被害者の保護、救済を迅速に的確に行うためには婦人相談所の体制を拡充強化することが必要不可欠と考えます。

厚生労働省としては今後どのような取組を考慮しておられるでしょうか。さらに、人身取引被害

者支援センターの設置を是非実現していただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 婦人相談所の体制であります。御指摘のありましたように、現在既にDV対策等で都市部の婦人相談所、かなり多忙を極めておるといことも事実であります。平均してみますと、一時保護をしております一時保護所というのがございますが、全国平均では今五〇％ぐらいの入所率でございまして、こういったことを踏まえて必要な対策を講じていくべきだと思っております。

特に、都市部で今までの実績を見ますと、人身取引被害者はむしろ地方の方でいろいろ相談にあずかるケースが多いわけでありまして、昨年二十八件ございましたが、これまでも平均在所日数六八日ぐらいたったと思っております。特段の支障なく保護しておるといのが実情でございまして、特に都市部等でそういう事例がありました場合にも、広域的にいろいろ婦人相談所同士で連携をして必要な措置を講ずるといような体制も講じていきたいというふうに思っております。

それから、今御指摘のありましたような体制と予算の面におきまして、これまで一時保護予算のかなり増額を図っておりますし、通訳の雇い上げ経費も計上したところでありまして、こういう施策を更に実情に応じて見ながら充実をしていきたいというふうに考えております。

センターの設置につきましては、まずはこういった現在のいろいろな政策手段を活用して必要な対策を講じると。どれぐらい件数が出てくるかというの、先ほども言いました、分かりませんが、私ども、予算は一千万円計上いたしました。これも含めてDV対策経費と婦人保護経費の中で全体で対応できるようにしておりますので、何とか実態に応じて適切に対応してまいりたいというふうに今は考えておるところでございます。

○浜四津敏子君 被害者の保護、救済は、緊急を要する一時的な保護、救済とともに、被害者の本国への帰国、また将来にわたる生活設計も含めた

更生のための支援を望む声も強いわけでございます。被害者が再度日本に被害者として来日するようないかならないよう被害者を支援する必要があるのではないかと思います。この点について厚生労働省はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 被害者が本国へ帰って、また再度こういう事態に陥らないように、何らかの手助けといいますか、事前に対応できればそれにこしたことはないわけでありまして、私ども、この婦人相談所でできる対応というのにも限界があると思いますが、それとともに、言葉の問題もありますので限界はあろうかと思っております。婦人相談所で保護していろいろな心理的ケアなどを行います際に、そういった将来のことについてもできるだけ、アドバイスといいますが、そういったことができるようなそういう体制、専門職員の研修とか、そういった形で何とかさういいうものに対応していけるように、これから一つの課題というふうに思っておりますので、保護、更生の観点からの指導がどこまでできるかということの一つの大きな課題として、私ども、職員の専門的な研修、それからさういいうたことを行う際の手引を作成するといような具体的なことも考えながら、御指摘のあったことに対応していきたいというふうに考えております。

○浜四津敏子君 最後に法務大臣にお伺いいたします。

入国管理局においては五年間で不法滞在者を半減させるという目標として掲げ、その実現に取り組んでおられるということでございますけれども、今回の法改正を踏まえまして、今後、密入国防止対策に大臣としてどのように取り組んでいかれるおつもりか、その御決意をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(南野知恵子君) 今回の法改正案におきましては、密入国防止の観点から、他人の不法入国などを容易にする目的で不正に旅券等の交付を受ける行為等を処罰するための罪を新設いたしました。また、そのほかに、航空機等の運送業者

に対する外国人の旅券等の確認義務や外国入国管理等に対する情報提供に関する規定の整備も行うこととしたしております。

先生御指摘のとおり、現在、法務省を始め政府が一丸となって、五年間で不法滞在者を半減させるための各種施策を講じておりますけれども、法務省といたしましては、今後とも警察等関係機関との連携を密にいたしまして出入国情報の収集に努めるとともに、密入国の手段として用いられることの多い偽変造文書対策を更に強化し、出入国管理の徹底を図るなどして密入国防止対策に万全を期していきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。私も、法案に入る前に、先ほども質問のございました昨日の国籍法に対する違憲判決の問題で大臣にお伺いをいたします。

父母が結婚していないことを理由に日本国籍を認めない国籍法三条の規定は違憲だと、こういう判決が出たわけですが、実はその前の日も、父が日本人でフィリピン国籍の子供九人が国籍確認の提訴を集団で行うということも大きく報道をされておりました。あるフィリピンの母親は、日本人男性との間に二人の女の子をもうけたけれども、認知制度をよく知らないままに出生後に認知された長女はフィリピン国籍、出生前おなかにいる間に認知された妹は日本国籍と、こういうふうに兄弟で分かれてしまったと、同じ父親なのにこんなことがあっていいのかということを訴えておられます。大変これは大きな矛盾だと思います。

昨年の二月の二十六日に、国連の児童の権利委員会が最終見解を日本政府に出されておりますけれども、この中でも、「日本人の父と外国人の母の間に生まれた児童は、父親が出生前にその児童を認知しない限り日本の市民権を取得できず、それがしばしば、児童の無国籍化につながったことについて懸念する」と、「日本で生まれた児童が無

国籍にならないよう、条約第七条と適合させるべく国籍法及び関連法及び規則を改正することを勧告する。」というのがこの国連の委員会から出ておるわけですが、子供のやはり最善の利益という立場から、私はやはり国籍法なども見直しが必要ではないかと思っておりますけれども、昨日の判決も受けて、大臣の所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 先ほど千葉議員も御質問になられましたけれども、この案件につきましては今後の対応につきましては、判決を、判決文を十分に検討した上で対処したいというふうに思っております。

国籍法は我が国の国民の範囲を超える法律であり、国民の範囲をいかに定めるかは国家の根幹にかかわる重要な問題でございます。法務省といたしまして、これまでの時代の趨勢にに応じて、国籍法等の改正を含め国籍事務の円滑かつ適正な運用に努めてきたところでありますが、今後とも慎重かつ適切に対処してまいりたいと思っております。

○井上哲士君 女性や子供のことに心を砕いてこられてきた大臣でありますから、是非、子供の立場からこの問題を見直していただきたいと、重ねて要望をいたします。

さて、法案に入りますけれども、朝からの議論にありますように、日本はこの人身売買の受入れ大国という批判が国際的にされてまいりました。昨年、アメリカの政府の報告書で監視対象国とされた際も、そしてILOの駐日事務所からの指摘があった際も、その都度質問主意書なり、この委員会でも質問をいたしました。

そういう中で、昨年十二月の七日に政府の人身取引対策行動計画が出されたわけでありまして、この中で、「我が国に人身取引の存在を許容する要因となり得ていた諸制度にも踏み込み、人身取引の防止を図ることとした。」と、こういうくだりがございます。取締りが不十分だということではなくて、この人身取引の存在を容認する諸制度

があったという認識は大変重要な認識だと私は思うんですけれども、具体的にはこの諸制度というのは何を指しているんでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生も御存じだと思いますが、従前、興行という形で在留資格で入国していたフィリピンの方がおられました。フィリピン政府が発行する芸能人資格証明書があれば法務省令で定める芸能人としての要件を満たすものとされておりましたけれども、過去の調査などから、その多くが風俗営業店等においてホステスなど不法就労に従事しており、芸能人としての実質がなく、中には人身取引の被害に遭っている方もおられました。

このような状況を踏まえて、本年二月、外国政府が発行する芸能人資格証明書を所持していれば芸能人として要件を満たす、そのように規定されているものを削除する旨の法務省令の改正を行ったことを指しております。

○井上哲士君 国際的な批判を受けて、今の問題も含めまして禁止法などの対策が取り組まれてきているわけですが、日本の対策がこういう批判がされるまでなぜ立ち遅れてきたのか、その原因についてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 人身取引につきましては、我が国は平成十四年に人身取引議定書に署名いたしました上、平成十五年十二月に犯罪対策閣僚会議が策定しました犯罪に強い社会の実現のための行動計画に議定書締結に必要な法整備の検討を進めることを盛り込み、さらに平成十六年四月には内閣に人身取引対策関係省庁連絡会議を設置いたしました。総合的、包括的な行動計画を取りまとめるなどの取組を行ってまいりました。今回の改正法案は、こうした政府としての継続的な取組の中で、法務省として所要の検討を経て立案したものでございます。

国際的に見て、提出が遅きに失したものは考えてはおりませんけれども、今後とも国際社会と協調して人身取引の防止、撲滅に向けた積極的な取組に努めていきたいというふうに思っております。

おります。

○井上哲士君 国際的に後れたとは思っていないと、こういう答弁でありましたが、しかし、私はもっと早いうちに対策が取れていたと思うんです。

先ほど、いわゆる興行ビザの問題について答弁がありました。これまで、フィリピンからの興行ビザによる入国者数の推移についてまず答弁してください。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。約十年前程度からよろしゅうございましょうか。

○井上哲士君 はい。

○政府参考人(三浦正晴君) フィリピン人の興行の在留資格による新規入国者数でございますが、平成六年は一年間で五万三千七百四十人でございます。平成七年に減っております。二万四千二十二人、それから平成八年に一万八千九百五十人というところで順次減っておりますが、平成九年にまた増えておりました。平成九年は三万一千五百八十五人となっております。その後ずっと増え続けておりました。平成十六年には八万二千七百四十一人が新規入国をしております。

○井上哲士君 平成八年に一万八千九百五十人に激減をして、そして昨年にありますと、実に八年間で四倍以上に膨れ上がっているわけですね。なぜこの平成八年、七年、八年に激減をし、その後短期間で四倍以上に膨れ上がったのか、その理由は何なんでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) 委員御指摘のこの増減の原因につきましては、正確に分析ができるかどうかちょっと自信ないわけでございますし、分析したものはないわけでございますが、当時の記録等を見ますと、実はフィリピン政府が平成七年の一月からARBという制度を設けております。

このARBと申しますのは、フィリピン政府がフィリピンの国民、芸能人に発行する芸能人証明

書のことでございますが、元々、フィリピン政府がこのARBの制度を設けるようになった契機というのは、自国民が芸能人ということで外国に出ていていろいろ人身取引の被害等に遭うということがあって、それを政府が懸念したというふうな私聞いておりますが、それで、この政府発行の証明書を持っている人に限り外国に行つて芸能活動ができるというふうに出国規制を掛けるための制度であったというふうな承知しております。

これが一つは、この時点以降、フィリピンの方が日本に来る数が減った一つの原因なのかなというふうに思われます。当時は従来の制度からこのARBの制度への移行期間ということでありまして、ARBの発給が順調に行われなかったというふうなされておりました。その結果申請者数が減少したということではなからうかと推測されるわけでございます。

また、その当時、我が国の入管局におきましても、一斉に外国の芸能人として入つてきている人たちが実際にはどのような職に就いているのかというところで全国的な実態調査を行つておりました。適正化を図つていた時期でもあります。そういうことも減少に影響しているのかと思っております。

また、次に、再び増加をし始めているという、平成八年以降から九年にかけて増加を始めているわけでございますけれども、これは平成八年に我が国で興行の在留資格で入国する人の入国の基準について省令を改正いたしました。それまでは外国において二年間芸能人としての実績を積んだという証明がない限り我が国はエンターティナーとしての入国を認めていなかったわけでございますが、この平成八年の改正におきまして、外国の政府が発給した芸能人証明書を保持していれば、所持していれば、二年間の実績要件がなくとも日本にエンターティナーとして入国できるという基準省令の改正をしたことがございます。これがその後、フィリピンの方が我が国に入国する数が増えた一つの原因なのかなというふうな考えております。

○井上哲士君 八年前で四倍という数はやっぱり異常だと思ふですね。今言われましたように、当時実態調査が行われたと聞いていますが、その後行われなくなつておるようです。ごく最近まで、それで、これについて、つい先日まで現職の東京入管局長だった坂中氏が最近いろんなところで発言もされておりますけれども、今日の事態について、政府が問題を放置したほか、業界や政治家などの圧力で入管行政が弱腰になったことが原因と、こう言われて、興行資格での入国は事実上外国人ホステスの調達手段で、時には劣悪な条件下の労働や売春まで強いるものになり果てている、これを長年政府が放置をしてきたと。そう述べた上で、自ら入国在留課長だった九五年に興行資格のチェックを強化したが、その後、立入調査の際に国会議員から電話があるなどの圧力が強まり、対応が腰砕けになったと。その上で、結果として国際社会から人身売買王国と批判される事態を招いたと、こういう指摘をつきの三月末まで現職の東京の入管局長だった方が言われているということは大変重い発言だと私は思うんですけれども、この間、こういう正に異常な入国の増え方をしたという背景にこういう業界とか政治家の圧力があつたということは事実でしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) そういう事実があつたと承知しております。

入管行政におきましていろんな方から御意見、御指摘をいただくことはございますが、それによつて行政が影響を受けたということはないと承知しております。

○井上哲士君 まあ、あつたとは言えないとは思いますが、しかし、この本当に異常な増え方というのはなかなか説明が付かない問題なんです。そこで、大臣にちよつとお聞きをいたしますけれども、実は今回の改正がいろいろ議論になる中で、私どものところにもいろんな団体からのものが届くようになっておまして、全国外国人芸能人事業者連絡協議会というところから最近ニュースが郵送されるようになっておりますけれども、

この中では、今何もしなければ九六年の一斉摘発を上回る極めて深刻な事態に発展しかねませんという危機感が書かれた上で、様々な取組が報道もされております。この機関誌によりますと、昨年の六月の九日に招へい事業者全国連合会の設立総会というのが自民党の本部大ホールで開かれたと、こういう写真も出て、これが私どものところにも郵送をされてきております。

私は、やっぱり再び業界や政治家が一体になった圧力でこの人身売買根絶の取組が弱まるようなことは絶対あつてはならないと思つておるんですが、その点、大臣の御決意を伺いたいと思つています。

○国務大臣(南野知恵子君) その自民党であつたという件については私は存じ上げておりませんが、依頼もありませんし、私も出席しておりません。

そういう観点から、政府が人身取引を対策を行つていく上では、そういう党、党というような縦割りではないかというふうに思つておりますし、関係省庁が緊密に協力しながら、先生御指摘のとおり対策を立てていきたいと。そして、人身取引は罪であると決めた以上、この法律をしっかりと通していきながら守つていきたいというふうに思つております。

○井上哲士君 再びこの腰砕けになるようなことがないようには、もちろん我々は、日本に來られる様々な方々について、すべてが不法だとかそういうことを言うつもりはございませんけれども、やはり不法行為の結果としていろんな圧力で容認されるというようなことはあつてはならないわけで、改めて求めておきたいと思つています。

その上で、具体的な法案の問題でありますけれども、まず、人身取引という言葉と人身売買という言葉が法案の中では使われているわけですが、それぞれの違いと関係というのはどういうことになるのでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 人身取引議定書三条の(a)では、犯罪化が必要とされる人身取引の定義につきまして、「搾取の目的で、暴力その他の形態

の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること」、それから、「又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、し、蔵匿し、又は収受すること」とされております。その際、「搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」と、このようにされております。

今回の改正で新設する人身売買罪は、今の議定書定義の後段の、他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて人を獲得する行為及び引き渡し行為を処罰するものでございまして、議定書の人身取引の一部を成すものと、そういう関係にあるものと考へております。

○井上哲士君 人身取引の中に人身売買という概念が含まれるんだと、こういう説明なんですね。そこで、私は、よく分からないのは、この定義、目的の問題なんですね。

改正法案の二百二十六条の二、「人身売買」では、「営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的」と、こうなつております。結婚が入つておるんですね。ところが、これを含む、入管、入管法の方ですけれども、人身取引の定義は、「営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的」と、こうなつておるんですね。

ですから、取引の方が売買を含んでいるのに売買の中にある結婚という目的が全体の概念にはないというのはどうも矛盾をしていると思うんですけれども、なぜこういうことになっているんでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。人身取引議定書によりまして、人身取引の要件の一つといたしまして搾取の目的があるというこ

とが必要であると、こうされているところでありますが、搾取には、他人を売春させて搾取すること若しくはその他の形態の性的搾取、強制的な労働、臓器摘出などが当たるといふふうになつておるわけでございます。結婚の目的というものが議定書の中には含まれておらないわけでございます。入管法でこのたび新しく人身取引の定義規定を設ける際にも、この議定書に基づきまして、結婚というものを、目的を含めなかつたものでございまして。

なお、刑法には、今委員御指摘のとおり、人身買受け罪等におきましては結婚目的も含まれておるわけでございますが、これは私の方から申し上げるのが適当かどうかでございますが、従来から刑法には結婚目的の略取誘拐行為が処罰の対象とされておるという、こういうことがあつたこととも関連いたしまして、今回の人身取引議定書上の義務とはまた別に、より広い人身の自由の保護という一般の観点から規定されたのではないかと、いふふうに承知しておるものでございます。

○井上哲士君 ですから、より広い概念である取引の中には結婚がなく狭い概念である売買の中には結婚があるというのは今の説明でもなかなか私は納得いきませんが、問題は、刑法では罰せられる結婚目的の行為の被害者が入管法では被害者として救済されないというようなことが起こつてはならないと思ふんですけれども、その点は大丈夫ですか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

先ほども御説明いたしましたように、正面から結婚という目的が規定されてはいないわけでございますけれども、具体例を挙げますと、例えば買手の方が結婚の目的で人身の買受けを行うようなケースを想定いたしますと、必ず売手の側から見ただ場合に人身の売渡しが行われると、こういう関係になるんだらうと思ふわけでありまして、そうしますと、売手、お金をもらつてそういう行為を行うということになりますと、これは営利目的が認

められることとなりますので、その売買の対象とされた人につきましては営利目的の人身の売渡しの被害者と、こういう立場になると解されるわけでございますし、また結婚の目的で略取誘拐をするような場合を想定いたしまして、例えば性行為を強要する目的があればいせつ目的、入管法の新たな定義規定の中のいせつ目的という認定ができるだろうと思われまして、その対象となった人については人身取引の被害者という認定ができるだろうというふうに思っております。結婚目的というものが明文で書いてないということによりまして、結婚目的で人身取引をされた被害者につきましては、他の目的、新たな入管法での定義規定の他の目的による人身取引の被害者として認められるのが通常であろうと思われまして、実際上問題が生ずることはまずないであろうと考えておるものでございます。

○井上哲士君 いわゆる結婚目的の被害者も救済をきちんとされるという答弁でありました。

次に、被害者保護の問題をお聞きをいたしますが、被害者の方がいろんな脅しなどをされている中で、いつでも相談できるし、またどこに相談すればいいか分かるような広報というのは非常に大事だと思うんですけども、警察庁来ていただいています、その広報の内容や、そして配布の方法などはどういう工夫を考えておられるんでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲朗君) 警察では、人身取引の被害者が保護を求めた場合、まず二十四時間いつでも受け付けておりますが一〇番でございます。そこには電話をすればいつでも対応できるといって、そこに電話をすればいつでも対応できるといって、また交番や警察署も二十四時間いつでも開いているという状況でございますので、そこに駆け込んだ場合においても直ちに対応するというふうに努めているところでございます。

そうしたことを人身取引の被害者の方に知っていただくということで、先ほども少しお話し申し上げましたけれども、一つはリーフレットを現在

大量に作って、これをいろんなところに配布してこういうことを考えております。配布の仕方としては、まず例えば入管当局の方にもお願いして、入国の際にこういったものをみんなに配るということ、入る際には大体外国人のそういった可能性のある方々には手に取ってもらうというところで、何だろうと思つて手にするけれども、それはそのうち役に立ってくるかもしれないということもありまして、あるいは各国の大使館であるとかNGOであるとか関係機関等々にいろんな形で配布をして、その中で一番可能性の、有効なやり方というものをそれぞれ考えていただきますが、そうした被害者の手に届くような形で工夫をしていただくというふうに考えているところでございます。

○井上哲士君 一〇番は都道府県警につながるのであるんですが、なかなか県によっては対応できる言語に限りがあるんじゃないかなと思うんですね。ですから、例えば、かなりの言語の通訳者が常時待機しているような全国一本のホットラインのようなものをつくり、しかも一〇番に抵抗ある方もいらつしやいますから独自のホットラインの番号などもして、より利用しやすくすることも考える必要があると思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲朗君) 一〇番というのは二十四時間全国どこでもという形でございまして、もちろん受け付けるのは都道府県警察でございますからそれぞればらばらではございますけれども、かなりの言語についても対応できるようになっております。

具体的に申しますと、例えば東京が一番そういった意味では充実しているかと思っておりますけれども、約六十か国から七十か国語の言語に対応できるといって、他の府県につきましてもそれに準じた形で努力しておりますので、また、もちろん県警や警視庁の方にそういった言語を話せる人がいるというわけではなくても、いわゆる第三者通話というやり方で、いわゆる言語ができる人に

お願いをして、その方を、通話をしながら警察官とやり取りをするという仕組みもつくっておりますので、そういった形で対応していきたいと思っております。

○井上哲士君 次に、この被害者保護の政府の行動計画では最も中心になるのは婦人相談所ということになるんだと思うんですが、そこ自身の人的体制の強化の重要性というのは先ほど指摘をされてきたことなんですが、それ、その一時保護以降の問題をどうするのかということをお聞きをしたいんですが、まず、被害者に在留特別許可を与える場合に在留資格としては何を与えるのか。それから、在留期間としてはどの程度を考えているのか。帰国したい場合には短期ということもあるでしょうけれども、刑事手続に協力する場合とかハビリの場合とかあるのかと思うんですが、どの程度の在留期間を考えているんでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

在留特別許可する場合の在留資格でございますが、特定活動という資格でございます。これを付与することになるのであらうと考えております。

期間につきましては、なかなかその個々の事案によって必要な期間が異なると思いますので、ケースによるのであらうというふうに思います。例えば被害者の方が、我が国への在留を希望しましてかつ帰国したら生命・身体に危険があるというような状況でございまして、我が国への在留を希望し、かつ被害者の心身の状態とか保護の必要性等が高いとか、そういった事情を考慮しますと我が国への長期の在留を認めるのが相当と考えられるというようなケースにつきましては、特定活動で六か月とか、場合によってはもう少し短くてもいいというのであれば三か月、特定活動の三か月といったような資格を付与することを考えておりますが、もちろん、その期間が終了してなお必要性があるということであれば期間の更新も当然可能でございます。

また、被害者の方がなるべく早く帰りたいという御希望を持っているケースもあるわけでございますが、そういった場合には、やはり不法滞在の状態であるわけでなく、合法的な滞在の状態になってから出国していただくということで、出国準備のために在留特別許可を与えるということで一か月程度の特定活動という、帰国準備のために合法的に滞在できるといふようなケースを、資格を付与するといふようなことがあり得るのではないかと考えております。

○井上哲士君 婦人相談所での一時保護というのは大体二週間が基本で、最大四週間というふうにお聞きをしているんですね。

ところが、今答弁ありましたように、今回の入管法の改正でそれ以上、六か月とか、場合によってはその更新もあるという、相当長期の在留もあり得るといふことになるわけですね。

ところが、この政府の行動計画を見ますと、その一時保護期間以降の対策というのがどうも見えてこないですね。住居、生活、医療、それぞれの対策が必要だと思つていますが、従来のこの一時保護期間を超えた場合の対策というのは、厚生労働省、どうお考えなんですか。例えば、一時保護の柔軟な適用とか、それから生活保護の適用、医療が掛かるようにするとか、必要かと思うんですが、この点いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 概念といたしまして、今まで婦人保護所の一時保護というのは二週間程度、長くて一か月というように一応の目安にはしておりますが、これまでなかなか弾力的に運用してきておる実情がございまして、今までの人身保護被害者のそれぞれのケースを見ますと、平均、先ほど申し上げましたが、大体七日間程度であるということでありまして、人身取引被害者で婦人相談所で一番長く今まで保護したのは二十七日というケースでございます。それから、人身取引被害者ということでこれまで一時保護という形を適用して、最も長く適用したケー

スでは半年程度のケースもございまして、これはこれからの実情もよく見ながら、その一時保護所の機能を十分活用して弾力的に運用していくということが適当ではないかというふうに私どもは考えております。

○井上哲士君 確かに去年までの平均は七日間程度だったと思うんです。最長二十七日と言われましたけれども、それはこれまではいわゆる在特というのがそう出ないという状況があったわけですが、明らかに制度が変わるわけですね。三か月、六か月という長期に在留される方が出てくるわけです。そういう人たちが婦人相談所にずっと入っていますと、もう本当にまちまちバンクをしてしまうことは必至なわけですね。その際どうするんですかね。婦人相談所の定員を超えてしまつて出ざるを得ないと、そういう人たちの住居、生活支援、生活保護は受けられるんでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 先ほども申し上げましたが、全国平均では一時保護所の今入所率というのは五割程度でございますから、たちまちバンクするというようなことにはまざるらないと思いますので、予算的にもかなりのものを確保しておりますので、その中で十分対応できると思っておりますが、いずれにせよ、こういう新たな計画がスタートして、何といいますか、意識の面、あるいは摘発といったようなことが進んだ場合にどうなるかというところはよく見ながらそこは考えていきたいと思いますが、当面はまず今の状況では十分対応できるものというふうに私どもは考えております。

○井上哲士君 事態が起きてからでは遅いと思うんですね。一時保護を、仮に婦人相談所の一時保護を出なくちゃいけないという人が出た場合には、何らかのその生活や住居を支援する制度があるのかないのか、それどうですか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 基本的には今言ったような一時保護で十分対応できるというふうに考えておりますし、この特別のケースがそうかなり

の数、何といいますが、在留許可が認められるということも今の時点ではなかなか想定しにくいんですが、これからいろんな事態には対応できると思います。在留特別許可ということで今まで生活保護の法適用が可能かどうか、こういうお尋ねであります。従来からの取扱いで、入管法の別表第二に規定する在留資格を有する場合には、従来からもこの生活保護法に定める保護の要件を満たす場合には生活保護法を準用して保護を行うことが可能であるということにしておりますので、今後同じようなケースについては同じ取扱いになるものというふうに考えております。

○井上哲士君 いや、しかし、この在留資格は特定活動ですから、別表第一ということになりますから、生活保護、今までの取扱いでは生活保護の適用にならないんじゃないんですか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 別表第一の場合には適用しておりますし、今後適用することはないというふうに考えておりますが、そういうケースにつきましては、基本的には一時保護の制度あるいは一時保護委託というように制度を活用して対応していけるものというふうに私どもは考えております。

○井上哲士君 先ほど法務省答弁ありましたように、特定活動にという在留資格ですから、これまでの取扱いですと生活保護の適用にならないわけですね。ですから、一時保護でできるでいいわけですね。それから、今回のこの法整備によって相当摘発もするだろうと、相当の効果があるというのが午前中の答弁だったわけですね。相当の効果があつて被害者が救済をされたけれども、その受皿が実際上大変小さいままだということではないかと、これは新たな人権侵害ということが起きる可能性が私には高いと思うんです。

一時保護を短く切らずにできる限り柔軟に対応していただくのは当然でありますけれども、一時保護後、例えば社会復帰のためのいわゆる自立支援をするようなステップハウスのための別途国として整備をするかどうか、それから生活保護

の適用の在り方についてもこの人身売買被害者については可能にするかどうか、新しい制度自身を考えまないと、結局、朝からも議論ありましたように、今のある制度をどうやって使うかというだけにとどまっているからこういう問題が出てきていると思うんですね。やはり被害者保護については、国や自治体の責任をしっかりと明確にして、そして必要な人員、予算というものをしっかりと付けて、この被害者保護を確立をしていくということなしにやると、結局それぞれの省庁が従来の制度の枠組みの中でできることだけやるということだと思います。これは本場の意味での被害者の保護ができないということになると思います。

最後に大臣、今お聞きになったような問題が残されているわけですから、更に被害者の保護をしっかりと確立をしていくという上で、私たちは独自の法律の枠組みも必要だと思っております。そのことも含めまして、被害者の保護をしっかりと確立をしていく上で、各省庁との連携も含めてやっていくという点で大臣の決意を最後にお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(南野知恵子君) 人身取引対策を推進していきます上におきましても、関係省庁が緊密に連携をすべきことは先生御指摘のとおりであるうと思っております。

昨年十二月に政府が策定いたしました人身取引対策行動計画におきましても、総合的、包括的な人身取引対策を講じますために、関係省庁が緊密な連携を図るべきことをうたつており、目下その計画に沿ひまして関係省庁が協力しながら諸政策を実施しておるところであります。

法務省といたしましても、これまでより一層各省庁と協力し、人身取引対策に向かつていきたいというふうに思っております。

○井上哲士君 終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十分散会

平成十七年四月二十二日印刷

平成十七年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P